

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年2月27日
【中間会計期間】	第7期中（自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日）
【会社名】	株式会社アーティストハウスホールディングス （旧会社名 株式会社アーティストハウス）
【英訳名】	Artist House Holdings, Inc. （旧英訳名 Artist House, Inc.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 楠部 孝
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目27番11号
【電話番号】	03（5766）9315
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 武石 直人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目27番11号
【電話番号】	03（5766）9315
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 武石 直人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）平成17年8月26日開催の第6回定時株主総会の決議により、平成17年9月19日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自平成15年 6月1日 至平成15年 11月30日	自平成16年 6月1日 至平成16年 11月30日	自平成17年 6月1日 至平成17年 11月30日	自平成15年 6月1日 至平成16年 5月31日	自平成16年 6月1日 至平成17年 5月31日
売上高 (千円)	1,409,076	1,294,477	4,299,648	2,918,877	3,598,873
経常利益又は 経常損失 (千円)	46,955	324,533	712,323	52,129	1,058,471
中間(当期)純利益 又は中間(当期)純損 失 (千円)	25,297	1,424,436	422,128	36,295	3,764,568
純資産額 (千円)	1,374,547	2,054,212	8,040,361	1,386,285	1,392,675
総資産額 (千円)	5,550,061	7,377,346	14,216,550	6,776,548	6,057,948
1株当たり純資産額 (円)	162,399.29	132,487.10	74,578.99	163,294.24	64,625.33
1株当たり中間 (当期)純利益 又は1株当たり 中間(当期)純損失 (円)	3,214.38	141,481.59	4,544.58	3,954.42	288,959.83
潜在株式調整後1株 当たり中間(当期) 純利益 (円)	3,063.73	-	4,154.97	3,743.57	-
自己資本比率 (%)	24.8	27.8	56.6	20.5	23.0
営業活動によるキャ ッシュ・フロー (千円)	660,517	333,107	460,603	1,852,354	46,642
投資活動によるキャ ッシュ・フロー (千円)	219,167	798,556	5,057,345	187,580	1,387,120
財務活動によるキャ ッシュ・フロー (千円)	379,298	2,004,848	4,774,237	1,831,137	3,118,027
現金及び現金同等物 の中間期末(期末) 残高 (千円)	306,553	1,408,153	1,679,380	534,968	2,324,585
従業員数 (外、平均臨時雇用 者数) (人)	29 (6)	39 (7)	81 (47)	41 (5)	40 (5)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第6期中及び第6期につきましては、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間(当期)純損失が計上されているため潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については記載しておりません。

3. 平成17年9月30日付で1株につき4株の割合で株式分割をおこなっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自平成15年 6月1日 至平成15年 11月30日	自平成16年 6月1日 至平成16年 11月30日	自平成17年 6月1日 至平成17年 11月30日	自平成15年 6月1日 至平成16年 5月31日	自平成16年 6月1日 至平成17年 5月31日
売上高 (千円)	152,716	171,083	117,483	285,368	394,339
経常利益又は経常損失 (千円)	47,019	35,511	9,801	84,963	232,036
中間純利益又は中間(当期)純損失 (千円)	5,415	1,131,561	330,189	28,850	3,260,754
資本金 (千円)	694,950	1,742,647	4,888,441	695,050	2,590,247
発行済株式総数 (株)	8,464	15,505	107,811.32	8,465	21,550
純資産額 (千円)	1,167,032	2,107,495	6,803,133	1,143,828	1,673,822
総資産額 (千円)	2,192,217	4,969,771	9,637,943	4,126,755	3,995,754
1株当たり純資産額 (円)	137,881.88	135,923.62	63,102.99	135,124.51	77,671.60
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間(当期)純損失 (円)	688.08	112,391.84	3,554.77	3,532.60	250,288.21
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	3,250.02	-	-
1株当たり中間(年間)配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	53.2	42.4	70.6	27.7	41.9
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	6 (1)	9 (-)	10 (-)	7 (1)	9 (-)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第5期中及び第6期中並びに第6期につきましては、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間(当期)純損失が計上されているため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、記載しておりません。

3. 平成17年9月30日付で1株につき4株の割合で株式分割をおこなっております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、映像等パッケージソフト二次流通事業、楽器等の販売・スタジオ経営事業及びテレビ番組等の企画・制作事業に進出しました。これに伴い、当社の関係会社は子会社が3社増加しました。

また、Eコマース事業の拡大により子会社を1社設立すると同時に既存の1社の株式譲渡を行い、ファイナンス事業の拡大とともに子会社が1社増加しております。また、不採算事業からの撤退に伴い、映像事業1社の株式譲渡を行っております。上記5社の増加及び2社の減少の結果、平成17年11月30日現在では、当社グループは、当社、子会社10社により構成されることとなりました。

上記に伴い、当中間連結会計期間から事業の種類別セグメントを変更しております。変更の内容については、「第5 経理の状況 1.中間連結財務諸表等（1）中間連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）」に記載されているとおりであります。

3【関係会社の状況】

(1)当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(株)ツートップ	東京都渋谷区	10	流通事業	100.0	経営指導、オフィスの転貸、資金援助あり
(株)ミュージックランド	東京都新宿区	36	流通事業	67.5	経営指導、資金援助あり
(株)ジーワン	東京都港区	12	コンテンツ事業	100.0	-
(株)アーティストハウスソリューションズ	東京都渋谷区	10	IT事業	100.0	役員の兼任1名、オフィスの転貸、経営指導、資金援助あり
Artist House Investment Asia Limited	Hong Kong	0	ファイナンス事業	100.0	役員の兼任1名、経営指導、資金援助あり

(注) 主要な事業の内容欄には事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

(2)当中間連結会計期間において、連結子会社であった以下の2社は当社が所有する株式をすべて売却したため、子会社ではなくなりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容
(株)ワイズポリシー	東京都港区	10	コンテンツ事業
(株)クロスワープ	東京都渋谷区	87	コンテンツ事業

(注) 主要な事業の内容欄には事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成17年11月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
コンテンツ事業	35(1)
流通事業	29(46)
IT事業	8(-)
ファイナンス事業	0(-)
全社(共通)	9(-)
合計	81(47)

(注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は当中間連結会計期間の平均人員を()内に外数で記載しております。

2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

3. 従業員数が前連結会計年度に比べ41名増加しておりますが、この増加は主として、(株)ミュージックランド及び(株)ジーワンが新たに連結子会社になったことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成17年11月30日現在

従業員数(人)	10(-)
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、設備投資の拡大や雇用の回復など改善傾向にはありますが、原油の高騰や米国経済の景気減速懸念等の影響により、依然として不安定な状況が続いております。

このような環境の中、当連結会計年度を『事業拡大』の年と位置付け、当中間期では第三者割当増資及び新株予約権発行による資金調達、M & A、事業業務提携の推進等、収益力の強化に繋がる施策を推進してまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高4,299百万円（前年同期比232.2%増）、営業利益332百万円（前年同期は273百万円の損失）、経常利益712百万円（前年同期は324百万円の損失）、中間純利益は422百万円（前年同期は1,424百万円の損失）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は以下の通りです。

コンテンツ事業

出版事業では「あるある性格診断BOOK」「きみに読む物語 もうひとつの愛の奇跡」「やさぐればんだ」など10タイトルをリリースし、映像事業では「オペラ座の怪人」「きみに読む物語」など5タイトルをリリースいたしました。音楽配信事業においては、「Winter/Reflections(Boys Men)」などをリリースいたしました。映像事業での「オペラ座の怪人」「きみに読む物語」のヒット、出版事業での業務提携先への販売増加等により売上高及び営業利益で前年同期を上回る結果となりました。

この結果、売上高1,939百万円（前年同期比78.6%増）、営業利益149百万円（前年同期は160百万円の損失）となりました。

流通事業

（流通事業）

平成17年6月に㈱ツートップを、平成17年7月に㈱ミュージックランドを買収したことにより、流通事業が新たに当グループのコア事業の1つとなりました。㈱ツートップではCD・DVD・ビデオの二次流通（中古流通）を、㈱ミュージックランドでは店舗での楽器の小売を行っております。

当中間連結会計期間では、売上高2,359百万円、営業利益452百万円となりました。

ファイナンス事業

（ファイナンス事業）

㈱アーティストハウスインベストメントでの上場・未上場有価証券への投資事業を行っております。また、平成17年10月にArtist House Investment Asia Limitedを設立しております。㈱アーティストハウスインベストメントの投資実績はありますが、Artist House Investment Asia Limitedの平成17年11月末時点での投資実績はありません。共に売上高は発生しておらず、営業損失として13百万円を計上しております。

IT事業

平成17年5月期は㈱クロスワープがEコマース事業を行っていましたが、平成17年7月に保有全株式を売却したことによりIT事業の規模が縮小しております。平成17年8月にデジタル配信・Eコマース・マーケティング事業を行う会社として㈱アーティストハウスソリューションズを設立し、関係会社の通販事業（MODD事業）推進及びソフトウェアの販売を推進しておりますが、設立後間もないため未だ利益を出すまでには至っておりません。

この結果、この結果、売上高0百万円（前年同期比99.8%減）、営業損失8百万円（前年同期比79.3%減）となりました。

(注)当中間連結会計期間から事業の種類別セグメントを変更しております。また前年同期比較にあたっては、前中間連結会計期間分を変更後の区分に組み替えて行っております。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ645百万円減少し、1,679百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

< 営業活動によるキャッシュ・フロー >

当中間連結会計期間において営業活動の結果使用した資金は460百万円（前年同期比38.3%増）となりました。これは主に売上債権及び未収入金の増加、仕入債務の減少によるものであります。

< 投資活動によるキャッシュ・フロー >

当中間連結会計期間において投資活動の結果使用した資金は5,057百万円（前年同期比533.3%増）となりました。これは主に第三者割当増資引受等による投資有価証券の取得による支出3,858百万円、貸付による支出831百万円により資金の減少があったことによるものであります。

< 財務活動によるキャッシュ・フロー >

当中間連結会計期間において財務活動の結果得られた資金は4,774百万円（前年同期比138.1%増）となりました。これは主に第三者割当増資3,500百万円及び新株予約権行使による増資1,088百万円があったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループのコンテンツ事業は主に国内、海外の映像使用権を単独又は共同で購入しております。流通事業は主に楽器・DVD等の購入をしております。

(1) 仕入及び生産実績

当中間連結会計期間における仕入及び生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	仕入及び生産高（千円）	前年同期比（％）
コンテンツ事業	1,077,437	281.9
流通事業	1,465,644	-
ファイナンス事業	-	-
IT事業	-	-
合計	2,543,082	635.3

(注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間の取引については相殺消去しております。

3. 当中間連結会計期間から事業の種類別セグメントを変更したため、前年同期比較に当たっては前中間連結会計期間分を変更後の区分に組み替えて行っております。

(2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
コンテンツ事業	1,939,567	178.6
流通事業	2,359,700	-
ファイナンス事業	-	-
IT事業	380	0.2
合計	4,299,648	332.2

(注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間の取引については相殺消去しております。

3. 当中間連結会計期間から事業の種類別セグメントを変更したため、前年同期比較に当たっては前中間連結会計期間分を変更後の区分に組み替えて行っております。

相手先	前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
株式会社 スタイルジャム	-	-	509,695	11.8

3【対処すべき課題】

当社グループでは業容の拡大を図る手段としてM & Aを積極的に取り入れており、M & Aを検討する際にはコンテンツ、流通、ファイナンス、ITという当社グループの4つの事業ドメインに区分されるものをその対象としております。当中間連結会計期間ではコンテンツ事業で1社、流通事業で2社の買収を行ないましたが、新しくグループに取り込んだ会社と既存の会社間、及び新しくグループに取り込んだ会社間の事業上のシナジーの最大化が当社グループが対処すべき新たな課題となっております。新しく取り込んだ会社が提供するアイデアや事業ルートの共有化、具現化等により、事業上のシナジーの最大化を推進しております。

4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等は以下のとおりです。

- (1) 当社は、平成17年4月26日開催の取締役会決議に基づき、映像等のパッケージソフト二次流通事業への参入を目的として、当該卸売事業を展開する㈱ツートップを当社の完全子会社とする株式交換契約を同日に締結し、平成17年6月1日付にて同社を完全子会社といたしました。なお、商法第358条第1項の定めに基づく簡易株式交換のため、株主総会は行っておりません。

この株式交換に伴い、当社普通株式760株を新規発行し、㈱ツートップの株主に割当を行いました。株式交換比率は同社1株につき当社株3.8株であります。

㈱ツートップの資産・負債の状況等（平成17年5月31日現在）

流動資産	152,707千円	流動負債	133,076千円
固定資産	5,212千円	負債合計	133,076千円
資産合計	157,919千円	資本合計	24,842千円
		負債資本合計	157,919千円

- (2) 当社は、平成17年6月29日開催の取締役会決議に基づき、音楽関連事業の拡大を計ることを目的として、楽器の小売及びスタジオ経営を行う㈱ミュージックランドの普通株式48,600株（発行済株式総数の67.5%）を取得する契約を同日に締結し、平成17年7月5日付にて既存株主からの譲渡により同社株式を416,250千円にて取得し、同社を子会社といたしました。
- (3) 当社は、平成17年7月25日開催の取締役会に基づき、子会社である㈱ワイズポリシーについて、当社が所有する同社の全株式及び同社に対する債権を譲渡する契約を同日に締結し、平成17年7月29日付にて同社代表取締役沖田敦氏に譲渡いたしました。
- (4) 当社は、平成17年7月25日開催の取締役会決議に基づき、子会社である㈱クロスワープについて、当社が所有する同社の全株式を譲渡する契約を同日に締結し、平成17年7月29日付にてピクナル匿名組合ロックポイント（営業者ピクナル㈱）に譲渡いたしました。
- (5) 当社は、平成17年9月27日開催の取締役会決議に基づき、モバイルコンテンツ事業の拡大を目的として、モバイルオンラインゲーム等のコンテンツ開発・販売を行うB B M F Corporation（本社：米国ネバダ州）との業務提携契約を同日に締結しております。

また、当社は、平成17年9月27日開催の取締役会決議に基づき、同社グループとの資本提携による両者グループの企業規模の拡大並びに収益の拡大を目的として、同社100%子会社Marvelous Group Limitedに対する当社新株式10,000株を発行し、同社株式約350万株（発行済株式総数の約12%）取得する契約を同日に締結し、平成17年10月13日付にて第三者割当による新株式の発行により3,500,000千円の払込を受け、平成17年10月17日付にて第三者割当による新株式の発行により同社株式を3,500,000千円にて取得いたしました。

- (6) 当社は、平成17年10月17日開催の取締役会決議に基づき、新旧メディアでのNo.1コンテンツ事業としての確固たる地位を築くことを目的として、テレビ番組等の企画・制作を行う㈱ジーワンを当社の子会社とする株式交換契約を同日に締結し、平成17年11月15日付にて株式交換により同社を完全子会社といたしました。商法第358条1項の定めに基づく簡易株式交換のため、株主総会は行っておりません。

なお、この株式交換により同社は一旦当社の完全子会社となりますが、当期中に当社が取得した同社株式のうち49%を同社経営者である高瀬美佳氏、高瀬真尚氏に譲渡することにより、当期末における当社の持分比率は51%となる予定であります。

この株式交換に伴い、当社普通株式3,840株を新規発行し、㈱ジーワンの株主に割当を行いました。株式交換比率は同社株1株につき当社株16株であります。

㈱ジーワンの資産・負債の状況等（平成17年9月30日現在）

流動資産	394,536千円	流動負債	210,243千円
固定資産	99,929千円	固定負債	106,560千円
資産合計	494,466千円	負債合計	316,804千円
		資本合計	177,662千円
		負債資本合計	494,466千円

(7) 当社は、平成17年11月8日開催の取締役会決議に基づき、コンテンツの創造・企画・商品化から販売インフラを一貫して保有する企業グループの構築を目的として、海外エンターテインメントコンテンツの企画・制作・販売を行う㈱Fouを当社の完全子会社とする株式交換契約を同日締結いたしました。当社は、商法第358条1項の定めに基づく簡易株式交換のため、株主総会は行っておりません。

なお、同年12月1日付にて株式交換により同社を完全子会社といたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1. 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 及び 2. 中間財務諸表 (1) 中間財務諸表」の注記事項（重要な後発事象）に記載のとおりであります。

5【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当中間連結会計期間において、本社を東京都渋谷区渋谷1-1-8から東京都渋谷区渋谷3-27-11に移転しております。移転前及び移転後のいずれも賃借物件であるため、重要な異動はありません。

(2) 国内子会社

当中間連結会計期間において、(株)ミュージックランドを株式買収により子会社化したことにより、同社の店舗が新たに当社グループの主要な設備となりました。その設備の状況は次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
				建物	車両運搬具 工具器具備 品	土地 (面積)	その他	合計	
(株)ミュージック ランド	本社及び新宿 店 (東京都新宿 区)	流通事業	事務所及び 販売業務施設	62,730	3,228	224,880 (5.31㎡) 注2	-	290,839	8 (4)
(株)ミュージック ランド	渋谷店 (東京都渋谷 区)	流通事業	販売業務施 設	97,565	-	1,380,000 (191.23 ㎡)	-	1,477,565	6 (17)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 本社及び新宿店の土地面積は区分所有面積であります。

3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数であります。

当中間連結会計期間において、(株)クロスワープ及び(株)ワイズポリシーの全株式を譲渡したことにより、同2社の所有する設備を譲渡いたしました。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	320,000
計	320,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成17年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年2月27日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	107,811.32	122,498.75	東京証券取引所 (マザーズ)	-
計	107,811.32	122,498.75	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成18年2月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権
(第1回新株予約権 平成14年8月29日 定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成17年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年1月31日)
新株予約権の数(個)	305	305
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,220	1,220
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000 (普通株式1株につき 50,000)	200,000 (普通株式1株につき 50,000)
新株予約権の行使期間	自平成14年11月1日 至平成19年8月29日	自平成14年11月1日 至平成19年8月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株の発行価格 50,000 1株の資本組入額 25,000	1株の発行価格 50,000 1株の資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注)7	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7	(注)7

- (注) 1. 商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、平成14年8月29日定時株主総会で、新株予約権を付与する方式により、当社及び子会社の取締役に対して新株予約権を付与することを決議しております。
2. 平成17年9月30日をもって普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行ったことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
3. 平成14年8月29日開催の定時株主総会の決議におきましては、権利行使期間は平成14年8月30日から平成19年8月29日でありましたが、平成14年10月3日開催の取締役会におきまして、新株予約権の発行決議を行い、権利行使期間につきましては、行使開始日を発行日の翌日である平成14年11月1日としております。なお、権利行使期間の終了日の変更はありません。

4. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を消失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
5. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

6. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、払込金額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分が行われる場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合ならびに新株引受権の行使による場合を除く）、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

7. 主な新株予約権の行使条件について

新株予約権は全部または一部につき、行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が当社または当社の子会社の取締役の場合は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役の地位にあることを要す。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の譲渡、質入、担保権の設定その他一切の処分を認めない。

その他の条件については、当社または当社の子会社の取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところとする。

（第2回新株予約権 平成14年8月29日 定時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (平成17年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年1月31日)
新株予約権の数(個)	41	41
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	164	164
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000 (普通株式1株につき50,000)	200,000 (普通株式1株につき50,000)
新株予約権の行使期間	自平成14年11月1日 至平成19年8月29日	自平成14年11月1日 至平成19年8月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株の発行価格 50,000 1株の資本組入額 25,000	1株の発行価格 50,000 1株の資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注)6	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	(注)6

(注)1. 商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、平成14年8月29日定時株主総会で、新株予約権を付与する方式により、当社及び子会社の従業員に対して新株予約権を付与することを決議しております。

2. 平成17年9月30日をもって普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行ったことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

3. 平成14年8月29日開催の定時株主総会の決議におきましては、権利行使期間は平成14年8月30日から平成19年8月29日でありましたが、平成14年10月3日開催の取締役会におきまして、新株予約権の発行決議を行い、権利行使期間につきましては、行使開始日を発行日の2年後である平成16年11月1日としております。なお、権利行使期間の終了日の変更はありません。

4. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

5. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、払込金額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分が行われる場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合ならびに新株引受権の行使による場合を除く）、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

6. 主な新株予約権の行使条件について

権利行使価格の1年間の合計額は1,200万円を超えてはならない。

権利行使価格は第2回新株予約権割当契約締結時における当社の株式1株当たりの価格に相当する金額以上でなければならない。

新株予約権は全部または一部につき、行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の従業員の地位にあることを要す。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の譲渡、質入、担保権の設定その他一切の処分を認めない。

その他の条件については、当社また当社の子会社の従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところとする。

（第3回新株予約権 平成14年8月29日 定時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (平成17年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年1月31日)
新株予約権の数(個)	20	20
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80	80
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000 (普通株式1株につき 50,000)	200,000 (普通株式1株につき 50,000)
新株予約権の行使期間	自 平成17年6月1日 至 平成19年8月29日	自 平成17年6月1日 至 平成19年8月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株の発行価格 50,000 1株の資本組入額 25,000	1株の発行価格 50,000 1株の資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注)6	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	(注)6

- (注) 1. 商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、平成14年8月29日定時株主総会で、新株予約権を付与する方式により、当社及び子会社の従業員に対して新株予約権を付与することを決議しております。
2. 平成17年9月30日をもって普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行ったことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
3. 平成14年8月29日開催の定時株主総会の決議におきましては、権利行使期間は平成14年8月30日から平成19年8月29日でありましたが、平成15年5月19日開催の取締役会におきまして、新株予約権の発行決議を行い、権利行使期間につきましては、行使開始日を発行日の2年後である平成17年6月1日としております。なお、権利行使期間の終了日の変更はありません。
4. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

5. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、払込金額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分が行われる場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合ならびに新株引受権の行使による場合を除く）、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

6. 主な新株予約権の行使条件について

権利行使価格の1年間の合計額は1,200万円を超えてはならない。

権利行使価格は第3回新株予約権割当契約締結時における当社の株式1株当たりの価格に相当する金額以上でなければならない。

新株予約権は全部または一部につき、行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の従業員の地位にあることを要す。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の譲渡、質入、担保権の設定その他一切の処分を認めない。

その他の条件については、当社また当社の子会社の従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところとする。

(第4回新株予約権 平成16年2月17日 臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成17年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年1月31日)
新株予約権の数(個)	291	291
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,164	1,164
新株予約権の行使時の払込金額(円)	379,000 (普通株式1株につき 94,750)	379,000 (普通株式1株につき 94,750)
新株予約権の行使期間	自平成16年8月2日 至平成21年3月8日	自平成16年8月2日 至平成21年3月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株の発行価格 94,750 1株の資本組入額 43,375	1株の発行価格 94,750 1株の資本組入額 43,375
新株予約権の行使の条件	(注)5	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	(注)5

(注)1. 商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、平成16年2月17日臨時株主総会で、新株予約権を付与する方式により、当社及び子会社の取締役及び従業員に対して新株予約権を付与することを決議しております。

2. 平成17年9月30日をもって普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行ったことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

3. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

4. 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使ならびに商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権の行使及び新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く。)を行うときは、次の算式により1株当たり払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、新株予約権の発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、また「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、1株当たりの払込金額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

5. 主な新株予約権の行使条件について

新株予約権は全部または一部につき、行使することができる。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを条件とする。ただし、任期満了による退任、定年退職または当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者の相続人による行使はできないものとする。

新株予約権の譲渡、質入、担保権の設定その他一切の処分を認めない。

その他の条件については、当社または当社の子会社の取締役または従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところとする。

(第5回新株予約権 平成16年2月17日 臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成17年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年1月31日)
新株予約権の数(個)	148	123
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	592	492
新株予約権の行使時の払込金額(円)	343,792 (普通株式1株につき 85,948)	343,792 (普通株式1株につき 85,948)
新株予約権の行使期間	自平成17年3月9日 至平成21年3月8日	自平成17年3月9日 至平成21年3月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株の発行価格 85,948 1株の資本組入額 42,974	1株の発行価格 85,948 1株の資本組入額 42,974
新株予約権の行使の条件	(注)5	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	(注)5

(注)1. 商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、平成16年2月17日臨時株主総会で、新株予約権を付与する方式により、当社及び子会社の取締役及び従業員に対して新株予約権を付与することを決議しております。

2. 平成17年9月30日をもって普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行ったことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

3. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

4. 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使並びに商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権の行使及び新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く。)を行うときは、次の算式により1株当たり払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、また「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、1株当たりの払込金額は当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、新株予約権の発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

5. 主な新株予約権の行使条件について

新株予約権は全部又は一部につき、行使することができる。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを条件とする。ただし、任期満了による退任、定年退職又は当社の取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者の相続人による行使はできないものとする。

新株予約権の譲渡、質入、担保権の設定その他一切の処分を認めない。

その他の条件については、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところとする。

(第6回新株予約権 平成17年4月26日 取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成17年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年1月31日)
新株予約権の数(個)	2,000	1,668
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000	6,428
新株予約権の行使時の払込金額(円)	299,200 (普通株式1株につき 74,800)	299,200 (普通株式1株につき 74,800)
新株予約権の行使期間	自平成17年12月1日 至平成19年5月31日	自平成17年12月1日 至平成19年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株の発行価格 79,925 1株の資本組入額 39,963	1株の発行価格 79,925 1株の資本組入額 39,963
新株予約権の行使の条件	(注)6	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	(注)6

(注)1. 商法第280条ノ20の規定に基づき、平成17年4月26日取締役会で、新株予約権を付与する方式により、当社及び子会社の取締役及び従業員並びに第三者に対して有償にて新株予約権を付与することを決議しております。

2. 平成17年9月30日をもって普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行ったことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

3. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

4. 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使並びに商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権の行使及び新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く。)を行うときは、次の算式により1株当たり払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、また「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、1株当たりの払込金額は当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、新株予約権の発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額に当該新株予約権の1株あたり発行価額を加算した価額となります。なお、平成17年9月30日に実施した株式分割以降は1株あたり5,125円に調整されております。

6. 主な新株予約権の行使条件について

新株予約権の割当を受けた者が当社又は当社子会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを条件とする。ただし、任期満了による退任、定年退職又は当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が本新株予約権の行使を行う場合は、取締役会の承認を得るものとする。

各新株予約権の行使に当たっては、一部行使はできないものとする。

新株予約権は、権利行使請求日の前営業日の当社株価終値(当該日の終値がない場合は、その前営業日)が金330,000円(以下「基準株価」という)以上であれば権利行使をすることができるものとする。ただし、3.の調整が行われた場合には基準株価も3.に順ずる調整を行うものとする。

権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(第7回新株予約権 平成17年10月20日 取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成17年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年1月31日)
新株予約権の数(個)	200	0
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)2	(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)4	(注)4
新株予約権の行使期間	自 平成17年11月8日 至 平成20年11月7日	自 平成17年11月8日 至 平成20年11月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)6	(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)7	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	該当なし	該当なし

- (注)1. 商法第280条ノ20の規定に基づき、平成17年10月20日取締役会で、新株予約権を付与する方式により、Lehman Brothers Commercial Corporation Asia Limitedに対して新株予約権を付与することを決議しております。
2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」と総称する。)する数(以下「割当株式数」という。)は、行使請求に係る本新株予約権の数に500万円を乗じ、これを下記4.記載の行使価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株の100分の1未満の端数は原則として切捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により端株が発生する場合には、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
3. 新株予約権の発行価額は1個あたり4万1700円であり、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額に当該新株予約権の1株あたり発行価額を加算した価額となる。

4. 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

(1) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、行使請求に係る新株予約権の数に500万円を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの金額(以下、「行使価額」という。)は、当初38万5200円とする。

(3) 行使価額は、本新株予約権発行の翌暦週以降の毎週最終取引日(以下、「修正日」という。)の翌取引日以降、修正日までの各3連続取引日(修正日当日を含み、売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の90%で呼値の刻み未滿を切捨てた金額に修正される。但し、行使価額は115万5600円(下記(4)により、行使価額と同時に同じ割合で調整される。)を上回らず、19万2600円(下記(4)により、行使価額と同時に同じ割合で調整される。)を下回らないものとする。

(4) 当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から、当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、当社は、当社普通株式の分割・併合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合等にも適宜行使価額を調整する。

5. 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社は、発行日以降いつでも、取締役会決議に従い、本新株予約権者に対して5営業日以上前の事前通知を行うことにより、発行価額の100%(但し、当社が発行日より1暦月以内に(平成17年12月7日(当日を含む)まで)消却を行う場合は、本新株予約権1個につき、141,700円)で残存する本新株予約権の全部(一部は不可)を消却することができる。

6. 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額

当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、行使価額(調整又は修正された場合は、調整又は修正後の行使価額)に0.5を乗じた額とし、その結果1円未滿の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

7. 主な新株予約権の行使条件について

本新株予約権の一部行使はできない。

(第8回新株予約権 平成17年10月20日 取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成17年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年1月31日)
新株予約権の数(個)	1,000	0
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)3	(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)5	(注)5
新株予約権の行使期間	自 平成17年11月8日 至 平成20年11月7日	自 平成17年11月8日 至 平成20年11月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)7	(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)8	(注)8
新株予約権の譲渡に関する事項	該当なし	該当なし

- (注) 1. 商法第280条ノ20の規定に基づき、平成17年10月20日取締役会で、新株予約権を付与する方式により、Lehman Brothers Commercial Corporation Asia Limitedに対して新株予約権を付与することを決議しております。
2. 当社は、下記6.記載の本新株予約権の消却事由及び消却の条件に基づき、平成18年1月27日に本新株予約権を買入消却しており、提出日の前月末現在の新株予約権の数は0となっております。
3. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」と総称する。)する数(以下「割当株式数」という。)は、行使請求に係る本新株予約権の数に500万円を乗じ、これを下記4.記載の行使価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株の100分の1未満の端数は原則として切捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により端株が発生する場合には、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
4. 新株予約権の発行価額は1個あたり4万1660円であり、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額に当該新株予約権の1株あたり発行価額を加算した価額となる。
5. 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額
- (1) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、行使請求に係る新株予約権の数に500万円を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの金額(以下、「行使価額」という。)は、当初115万5600円とする。
- (3) 行使価額は、第7回新株予約権の90%が行使された日と本新株予約権の発行日から1暦月を経過した日のうちいずれか先に到来する日が含まれる週の翌週以降、毎週最終営業日(以下、「修正日」という。)の翌取引日以降、修正日までの各3連続取引日(修正日当日を含み、売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の90%で呼値の刻み未満を切捨てた金額に修正される。但し、行使価額は115万5600円(下記(4)により、行使価額と同時に同じ割合で調整される。)を上回らず、修正日が発行日より3ヶ月以内の場合は30万8160円、修正日が発行日より3ヶ月経過後以降の場合は25万380円(いずれも、下記(4)により、行使価額と同時に同じ割合で調整される。)を下回らないものとする。なお、下記8.(2)に基づき本新株予約権の行使が停止されている間は、その直前に有効であった行使価額の修正は行われず、次の修正は当該停止期間の最終日(当日を含まない)から6営業日目を降に到来する修正日に、停止がなかったものとして、行われるものとする。
- (4) 当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から、当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、当社は、当社普通株式の分割・併合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合等にも適宜行使価額を調整する。

6. 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社は、平成17年12月7日以降いつでも、取締役会決議に従い、本新株予約権者に対して5営業日以上的事前通知を行うことにより、発行価額の100%(但し、下記7.(2)に基づき行使停止支払金を支払済の場合には行使停止支払金は差し引かれる。)で残存する本新株予約権の全部(一部は不可)を消却することができる。但し、当社は、下記7.(2)に基づき本新株予約権の行使が停止されている期間及び当該停止期間の最終日(当日を含まない)から5営業日の間は、本項に基づく権利を行使できないものとする。

7. 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額

当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、行使価額(調整又は修正された場合は、調整又は修正後の行使価額)に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

8. 主な新株予約権の行使条件について

(1) 本新株予約権の一部行使はできない。

(2) 当社は、発行日以降本新株予約権・第9回新株予約権の存続期間中いつでも、本新株予約権・第9回新株予約権の所持人に対して5営業日以上的事前通知を行うことにより、当該通知において指定する日から1ヶ月の間、本新株予約権・第9回新株予約権の行使を停止することができる。但し、当社が6回目の停止請求を行った後、さらに停止請求を行う場合、当社は本新株予約権・第9回新株予約権の所持人に対して本新株予約権・第9回新株予約権1個につき1389円（以下「行使停止支払金」という。）を支払う。

（第9回新株予約権 平成17年10月20日 取締役会決議）

	中間会計期間末現在 （平成17年11月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年1月31日）
新株予約権の数（個）	1,000	0
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注）2	（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）4	（注）4
新株予約権の行使期間	自 平成17年11月8日 至 平成20年11月7日	自 平成17年11月8日 至 平成20年11月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）6	（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）7	（注）7
新株予約権の譲渡に関する事項	該当なし	該当なし

（注）1. 商法第280条ノ20の規定に基づき、平成17年10月20日取締役会で、新株予約権を付与する方式により、Lehman Brothers Commercial Corporation Asia Limitedに対して新株予約権を付与することを決議しております。

2. 当社は、下記6.記載の本新株予約権の消却事由及び消却の条件に基づき、平成18年1月27日に本新株予約権を買い取り消却しており、提出日の前月末現在の新株予約権の数は0となっております。

3. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」と総称する。）する数（以下「割当株式数」という。）は、行使請求に係る本新株予約権の数に500万円を乗じ、これを下記4.記載の行使価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株の100分の1未満の端数は原則として切捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により端株が発生する場合には、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

4. 新株予約権の発行価額は1個あたり4万1660円であり、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額に当該新株予約権の1株あたり発行価額を加算した価額となる。

5. 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

(1) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、行使請求に係る新株予約権の数に500万円を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの金額（以下、「行使価額」という。）は、当初115万5600円とする。

(3) 行使価額は、第8回新株予約権の90%が行使された日と本新株予約権の発行日から6週間を経過した日のうちいずれか先に到来する日が含まれる週の翌週以降、毎週最終営業日（以下、「修正日」という。）の翌取引日以降、修正日までの各3連続取引日（修正日当日を含み、売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の90%で呼値の刻み未満を切捨てた金額に修正される。但し、行使価額は115万5600円（下記(4)により、行使価額と同時に同じ割合で調整される。）を上回らず、修正日が発行日より3ヶ月以内の場合は30万8160円、修正日が発行日より3ヶ月経過後以降の場合は25万0380円（いずれも、下記(4)により、行使価額と同時に同じ割合で調整される。）を下回らないものとする。なお、下記8.(2)に基づき本新株予約権の行使が停止されている間は、その直前に有効であった行使価額の修正は行われず、次の修正は当該停止期間の最終日（当日を含まない）から6営業日目を降に到来する修正日に、停止がなかったものとして、行われるものとする。

(4) 当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から、当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、当社は、当社普通株式の分割・併合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合等にも適宜行使価額を調整する。

6. 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社は、平成17年12月7日以降いつでも、取締役会決議に従い、本新株予約権者に対して5営業日以上 の書面による事前通知を行うことにより、発行価額の100%（但し、下記7.(2)に基づき行使停止支払金を支払済の場合には行使停止支払金は差し引かれる。）で残存する本新株予約権の全部（一部は不可）を消却することができる。但し、当社は、下記7.(2)に基づき本新株予約権の行使が停止されている期間及び当該停止期間の最終日（当日を含まない）から5営業日の間は、本項に基づく権利を行使できないものとする。

7. 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額

当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、行使価額（調整又は修正された場合は、調整又は修正後の行使価額）に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

8. 主な新株予約権の行使条件について

(1) 本新株予約権の一部行使はできない。

(2) 当社は、発行日以降、本新株予約権・第8回新株予約権の存続期間中いつでも、本新株予約権・第8回新株予約権の所持人に対して5営業日以上 の書面による事前通知を行うことにより、当該通知において指定する日から1暦月の間、本新株予約権・第8回新株予約権の行使を停止することができる。但し、当社が6回目の停止請求を行った後、さらに停止請求を行う場合、当社は本新株予約権・第8回新株予約権の所持人に対して本新株予約権・第8回新株予約権1個につき1389円（以下「行使停止支払金」という。）を支払う。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成17年6月1日 (注)1	760	22,310	-	2,590,247	24,842	2,093,880
平成17年7月22日 (注)2	40	22,350	4,000	2,594,247	4,000	2,097,880
平成17年7月22日 (注)3	34	22,384	3,400	2,597,647	3,400	2,101,280
平成17年7月22日 (注)4	2	22,386	200	2,597,847	200	2,101,480
平成17年7月22日 (注)5	9	22,395	1,705	2,599,553	1,705	2,103,185
平成17年7月22日 (注)6	2	22,397	343	2,599,896	343	2,103,529
平成17年7月28日 (注)7	30	22,427	3,750	2,603,646	3,750	2,107,279
平成17年8月26日 (注)8	-	22,427	-	2,603,646	2,069,037	38,242
平成17年9月30日 (注)9	67,281	89,708	-	2,603,646	-	38,242
平成17年10月13日 (注)10	10,000	99,708	1,750,000	4,353,646	1,750,000	1,788,242
平成17年10月14日 (注)11	20	99,728	500	4,354,146	500	1,788,742
平成17年10月14日 (注)12	16	99,744	758	4,354,904	758	1,789,500
平成17年10月21日 (注)13	68	99,812	1,700	4,356,604	1,700	1,791,200
平成17年10月21日 (注)14	584	100,396	27,667	4,384,271	27,667	1,818,867
平成17年11月15日 (注)15	3,840	104,236	-	4,384,271	177,662	1,996,529
平成17年11月21日 (注)16	2,659.57	106,895.57	378,127	4,762,399	378,127	2,374,656
平成17年11月28日 (注)17	915.75	107,811.32	126,042	4,888,441	126,042	2,500,699

(注)1. (株)ソートップとの株式交換

株式交換比率(1:3.8)

2. 第1回新株予約権の権利行使

発行価格 200,000円

資本組入額 100,000円

3. 第2回新株予約権の権利行使

発行価格 200,000円

資本組入額 100,000円

4. 第3回新株予約権の権利行使

発行価格 200,000円

資本組入額 100,000円

- 5 . 第 4 回新株予約権の権利行使
発行価格 379,000円
資本組入額 189,500円
- 6 . 第 5 回新株予約権の権利行使
発行価格 343,790円
資本組入額 171,895円
- 7 . 新株引受権の権利行使
発行価格 250,000円
資本組入額 125,000円
- 8 . 損失処理による資本準備金の取崩
- 9 . 株式分割
平成17年 8 月11日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主に対し、所有株式数を 1 株につき 4 株の割合をもって分割いたしました。
- 10 . 有償第三者割当増資
発行価格 350,000円
資本組入額 175,000円
割当先はMarvelous Group Limitedであります。
- 11 . 第 3 回新株予約権の権利行使
発行価格 50,000円
資本組入額 25,000円
- 12 . 第 4 回新株予約権の権利行使
発行価格 94,750円
資本組入額 47,375円
- 13 . 第 2 回新株予約権の権利行使
発行価格 50,000円
資本組入額 25,000円
- 14 . 第 4 回新株予約権の権利行使
発行価格 94,750円
資本組入額 47,375円
- 15 . 株式会社ジーワンとの株式交換
株式交換比率 (1 : 16)
- 16 . 第 7 回新株予約権の権利行使
- 17 . 第 7 回新株予約権の権利行使

(4) 【大株主の状況】

平成17年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する所有株式 数の割合 (%)
プライベートエクイティジャパン 株式会社	東京都千代田区麹町3丁目3番地	13,380.00	12.41
マーベラス・グループ・リミテッド (常任代理人 株式会社ビービーエムエフ)	OFFSHORE INCORPORATIONS LIMITED ,P.O.BOX 957, OFFSHORE INCORPORATIONS CENTRE,ROAD TOWN, TORATOLA,BRITISH VERGIN ISLANDS. (東京都港区三田3丁目12-17)	10,000.00	9.27
バンク オブ ニューヨーク ジーシー エム クライアント アカウン ツ イー アイエスジー (常任代理人 株式会社東京三菱銀 行カストディ業務部)	BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS(E) ISG PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	5,885.00	5.45
和田隆久	東京都目黒区中目黒1丁目1番72	3,351.40	3.10
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁目4番6号	2,956.00	2.74
コア パシフィック ヤマイチ イン ターナショナル ホンコン リミテ ッド アカウト クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	36/F, COSCO TOWER GRAND MILLENNIUM PLAZA 183 QUEEN'S ROAD CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	2,540.00	2.35
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,068.00	1.91
高瀬真尚	東京都品川区上大崎3丁目12-28	2,002.00	1.85
高瀬美佳	東京都品川区上大崎3丁目12-28	1,920.00	1.78
箱岩 哲	東京都港区赤坂8丁目5-28	1,512.40	1.40
計	-	45,614.80	42.30

(注) 1.上記のほか、証券保管振替機構名義の株式が2,198株あります。

2.マーベラス・グループ・リミテッドは当期中に主要株主となりましたが、中間期末時点では主要株主ではなくなっております。

3.日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式2,068株は信託業務に係るものであります。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成17年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 0.57	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 107,806	107,806	-
端株	普通株式 4.75	-	-
発行済株式総数	107,811.32	-	-
総株主の議決権	-	107,806	-

(注) 上記「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、2,198株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が2,198個含まれております。

【自己株式等】

平成17年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)アーティストハウスホールディングス	東京都渋谷区三丁目27番11号	0.57	-	0.57	0.01
計	-	0.57	-	0.57	0.01

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	659,000	980,000	850,000 462,000	465,000	439,000	370,000
最低(円)	408,000	598,000	634,000 191,000	255,000	280,000	272,000

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

(注) 2. 印は株式分割による権利落後の株価であります。

3【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、当半期報告書提出日までの役員 の 異 動 は、次 の と お り で あ り ま す。

(1) 新 任 役 員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)	就任 年月日
取締役		高田 清	昭和40年1月10日	昭和63年4月 大東京火災海上保険(株)(現 あいおい損害保険(株))入社 平成11年4月 (株)エアーズロックエンターテイン グ設立 代表取締役 平成13年4月 (株)ジェイデータ入社 平成14年4月 同社代表取締役専務就任 平成15年7月 (株)クロスワープ入社 平成16年8月 (株)アーティストハウス(現 (株)ア ーティストハウスホールディングス) 入社 B B 推進室 平成16年11月 (株)ブロードバンドミュージックコミ ュニケーションズ(現 (株)B B M C)設立 代表取締役社長就任(現 任)	-	平成18年2月8日

(2) 退 任 役 員

該 当 事 項 は あ り ま せ ん。

(3) 役 職 の 異 動

該 当 事 項 は あ り ま せ ん。

第5【経理の状況】

1．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

ただし、前中間連結会計期間(平成16年6月1日から平成16年11月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3号のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

ただし、前中間会計期間(平成16年6月1日から平成16年11月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成16年6月1日から平成16年11月30日まで)及び前中間会計期間(平成16年6月1日から平成16年11月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。当中間連結会計期間(平成17年6月1日から平成17年11月30日まで)及び当中間会計期間(平成17年6月1日から平成17年11月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年11月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年11月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成17年5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金	2	1,408,153		1,709,384		2,324,585	
2 受取手形及び売掛金		788,080		1,712,894		977,347	
3 たな卸資産		3,097,359		836,543		920,919	
4 短期貸付金		-		732,343		84,742	
5 その他		767,034		873,282		489,614	
貸倒引当金		11,873		24,678		200,687	
流動資産合計		6,048,753	82.0	5,839,769	41.1	4,596,522	75.9
固定資産							
1 有形固定資産	1						
(1) 土地	2	-		1,604,880		-	
(2) その他	2	19,517		224,863		23,612	
有形固定資産合計		19,517	0.3	1,829,743	12.9	23,612	0.4
2 無形固定資産							
(1) 映像コンテンツ		379,815		296,148		385,657	
(2) 連結調整勘定		-		1,424,325		-	
(3) その他		376,162		132,698		94,001	
無形固定資産合計		755,977	10.2	1,853,172	13.0	479,658	7.9
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		-		4,087,316		354,669	
(2) 長期滞留債権等		442,376		449,079		454,376	
(3) その他		509,145		564,732		561,654	
貸倒引当金		398,424		407,262		412,545	
投資その他の資産合計		553,097	7.5	4,693,865	33.0	958,155	15.8
固定資産合計		1,328,593	18.0	8,376,780	58.9	1,461,426	24.1
資産合計		7,377,346	100.0	14,216,550	100.0	6,057,948	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年11月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年11月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成17年5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1 支払手形及び買掛金		1,693,374		870,421		1,343,277	
2 短期借入金	2 3	345,926		1,308,472		230,000	
3 一年内返済予定 長期借入金	2	681,408		566,000		668,568	
4 一年内償還予定社債		364,000		404,000		364,000	
5 返品調整引当金		55,118		53,917		78,698	
6 返品損失引当金		53,946		29,812		79,069	
7 その他		577,742		949,260		840,279	
流動負債合計		3,771,516	51.1	4,181,884	29.4	3,603,893	59.5
固定負債							
1 社債		804,000		540,000		622,000	
2 長期借入金	2	747,363		668,566		412,379	
3 繰延税金負債		-		392,254		2,727	
4 退職給付引当金		-		9,894		-	
5 役員退職慰労引当金		-		109,500		-	
固定負債合計		1,551,363	21.1	1,720,215	12.1	1,037,106	17.1
負債合計		5,322,879	72.2	5,902,099	41.5	4,640,999	76.6
(少数株主持分)							
少数株主持分		254	0.0	274,089	1.9	24,272	0.4
(資本の部)							
資本金		1,742,647	23.6	4,888,441	34.4	2,590,247	42.8
資本剰余金		1,496,283	20.3	3,900,346	27.5	2,343,883	38.7
利益剰余金		1,186,471	16.1	779,229	5.5	3,545,242	58.5
その他有価証券評価差額 金		1,752	0.0	31,192	0.2	3,786	0.0
為替換算調整勘定		-	-	6	0.0	-	-
自己株式		-	-	397	0.0	-	-
資本合計		2,054,212	27.8	8,040,361	56.6	1,392,675	23.0
負債、少数株主持分 及び資本合計		7,377,346	100.0	14,216,550	100.0	6,057,948	100.0

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
売上高		1,294,477	100.0	4,299,648	100.0	3,598,873	100.0
売上原価		1,117,957	86.4	2,999,394	69.8	3,446,627	95.8
売上総利益		176,520	13.6	1,300,253	30.2	152,246	4.2
返品調整引当金戻入 額		20,304	1.6	78,698	1.8	20,304	0.6
返品調整引当金繰入 額		55,118	4.2	53,917	1.2	78,698	2.2
差引売上総利益		141,706	11.0	1,325,035	30.8	93,852	2.6
販売費及び一般管理費	1	415,280	32.1	992,164	23.1	1,106,648	30.7
営業利益又は 営業損失()		273,574	21.1	332,870	7.7	1,012,796	28.1
営業外収益							
1 受取利息		731		6,651		3,382	
2 受取配当金		59		967		95	
3 持分法投資利益		-		-		2,956	
4 還付消費税		1,979		-		-	
5 デリバティブ評価益		2,683		134,917		2,042	
6 投資有価証券売却益		9,986		29,065		62,769	
7 アドバイザリー業務 収入		-		240,000		-	
8 その他		83	1.2	27,120	10.2	9,450	2.2
営業外費用							
1 支払利息		26,868		26,304		49,449	
2 新株発行費		13,629		20,009		17,534	
3 持分法投資損失		3,654		653		-	
4 コミットメントライ ン関連費用		6,788		-		6,955	
5 社債発行費		3,300		-		-	
6 金融支払手数料		7,789		7,799		15,148	
7 為替差損		4,437		125		-	
8 その他		13	5.2	4,377	1.3	37,285	3.5
経常利益又は 経常損失()		324,533	25.1	712,323	16.6	1,058,471	29.4

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
特別利益										
1 貸倒引当金戻入益		1,492		-		-				
2 固定資産売却益	2	-	1,492	0.1	2,162	2,162	0.0	-	-	
特別損失										
1 固定資産除却損	3	1,508		11,310		1,950				
2 固定資産売却損	4	-		892		-				
3 貸倒引当金繰入額		109,724		-		112,445				
4 関係会社株式売却損		-		36,676		-				
5 出資金売却損		2,055		-		2,055				
6 映像使用権の償却方法変更等に伴う前期損益修正損		-		-		912,839				
7 事業構造改善損	5	846,497		-		1,307,622				
8 事業撤退損失	6	85,839	1,045,624	80.7	-	48,879	1.1	269,839	2,606,752	72.4
税金等調整前中間(当期)純利益又は純損失()			1,368,665	105.7		665,606	15.5		3,665,224	101.8
法人税、住民税及び事業税		1,291		142,991		6,271				
法人税等調整額		55,294	56,585	4.4	71,308	214,300	5.0	99,632	105,903	2.9
少数株主利益又は損失()			815	0.1		29,177	0.7		6,560	0.1
中間(当期)純利益又は純損失()			1,424,436	110.0		422,128	9.8		3,764,568	104.6

【中間連結剰余金計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)		前連結会計年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)		金額(千円)	
(資本剰余金の部)							
			477,537		2,343,883		477,537
1	増資による 新株式の発行	1,047,597		2,298,194		1,895,197	
2	株式交換による 増加高	-	1,047,597	1,602,152	3,900,346	-	1,895,197
資本剰余金減少高							
1	欠損金補填による資 本準備金取崩額	-		2,069,037		-	
2	欠損金補填による その他資本剰余金 取崩額	28,850	28,850	274,846	2,343,883	28,850	28,850
	資本剰余金中間期末 (期末)残高		1,496,283		3,900,346		2,343,883
(利益剰余金の部)							
			213,114		3,545,242		213,114
利益剰余金増加高							
1	中間純利益	-		422,128		-	
2	欠損金補填による資 本準備金取崩額	-		2,069,037		-	
3	欠損金補填による その他資本剰余金 取崩額	28,850	28,850	274,846	2,766,012	28,850	28,850
利益剰余金減少高							
1	中間(当期)純損失	1,424,436		-		3,764,568	
2	役員賞与	4,000		-		4,000	
3	合併による利益剰余 金の減少高	-	1,428,436	-	-	18,638	3,787,207
	利益剰余金 中間期末(期末)残高		1,186,471		779,229		3,545,242

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

	前中間連結会計期間 (自平成16年6月1日 至平成16年11月30日)	当中間連結会計期間 (自平成17年6月1日 至平成17年11月30日)	前連結会計年度 (自平成16年6月1日 至平成17年5月31日)
区分	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間(当期)純利益又は純損失()	1,368,665	665,606	3,665,224
減価償却費	20,111	196,883	335,898
連結調整勘定償却額	41,397	13,335	355,121
貸倒引当金の増加額又は減少額()	359,016	8,639	585,667
返品調整引当金の増加額 又は減少額()	88,760	74,038	137,463
受取利息及び受取配当金	790	7,618	3,477
支払利息	26,868	26,304	49,449
新株発行費	13,629	20,009	17,534
社債発行費	3,300	-	3,300
コミットメントライン関連費用	6,788	-	6,955
固定資産売却益	-	2,162	-
固定資産除却損	1,508	11,310	1,950
固定資産売却損	-	892	-
出資金売却損	2,055	-	-
デリバティブ評価益	2,683	134,917	2,402
投資組合収益()又は損失	-	2,056	25,157
持分法投資利益()又は損益	3,654	653	2,956
投資有価証券売却損益	9,986	28,900	62,769
関係会社株式売却損	-	36,676	-
売上債権の増加額()又は減少額	268,205	346,767	80,727
長期滞留債権等の増加額	398,863	-	412,718
仕入債務の増加額又は減少額()	394,735	735,525	744,832
たな卸資産の増加額()又は減少額	1,036,019	284,715	3,212,459
未収入金の増加額()又は減少額	58,582	266,468	34,102
前渡金の増加額()又は減少額	27,430	104,454	74,981
前受金の増加額又は減少額()	-	141,624	139,014
その他	40,865	31,993	108,251
役員賞与の支払額	4,000	-	4,000
小計	298,693	402,592	119,691
利息及び配当金の受取額	790	4,715	3,477
利息の支払額	21,275	27,149	47,839
法人税等の支払額	13,929	35,577	28,687
営業活動によるキャッシュ・フロー	333,107	460,603	46,642

	前中間連結会計期間 (自平成16年6月1日 至平成16年11月30日)	当中間連結会計期間 (自平成17年6月1日 至平成17年11月30日)	前連結会計年度 (自平成16年6月1日 至平成17年5月31日)
区分	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	8,781	35,072	16,714
有形固定資産の売却による収入	-	-	210
無形固定資産の売却による収入	-	792	-
無形固定資産の取得による支出	227,300	304,098	540,787
投資有価証券の取得による支出	139,564	3,858,575	1,137,299
投資有価証券の売却による収入	5,271	231,764	902,983
関係会社株式の取得による支出	-	319,204	37,500
新規投資案件に関する支出	-	400,000	-
新規関連会社の株式取得による支出	6,800	-	3,400
関係会社株式売却による収入	-	98,575	-
貸付による支出	304,095	831,816	400,777
貸付金の回収による収入	1,324	355,234	98,724
敷金保証金差入による支出	-	57,234	-
敷金保証金返還による収入	-	53,706	-
出資金の払込による支出	109,979	-	249,629
その他	8,631	8,584	2,929
投資活動によるキャッシュ・フロー	798,556	5,057,345	1,387,120
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増加額 又は純減少額()	1,137,904	1,020,320	1,253,830
長期借入れによる収入	1,100,000	-	1,100,000
長期借入金の返済による支出	246,724	729,090	594,548
株式の発行による収入	2,081,565	4,585,489	3,772,860
少数株主からの払込による収入	-	-	26,800
社債の発行による収入	296,700	-	296,700
社債の償還による支出	82,000	202,000	264,000
新株予約権の発行による収入	-	99,914	41,000
その他	6,788	397	6,955
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,004,848	4,774,237	3,118,027
現金及び現金同等物の増加額 又は減少額()	873,184	743,712	1,777,549
現金及び現金同等物の期首残高	534,968	2,324,585	534,968
合併による現金及び現金同等物の増加高	-	-	12,067
新規連結子会社の取得に伴う現金同等物の 増加高	-	98,506	-
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	1,408,153	1,679,380	2,324,585

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)
<p>当社グループは、当中間連結会計期間において1,424,436千円と多額の間接純損失を計上し、また営業キャッシュ・フローもマイナス額は縮小傾向にあります。前中間連結会計期間に引き続き333,107千円のマイナスとなっております。</p> <p>当該状況は継続企業としての前提に重要な疑義を抱かせるものではありませんが、当中間連結会計期間において計上した大幅な損失については、経営基盤強化の一環として、出版事業のリストラチャリング、著作権開発事業からの撤退等を行ったことによる一時的なものであります。</p> <p>当社グループは当該状況を解消すべく、平成16年6月及び10月に合計20億円の第三者割当増資を行い、自己資本の充実及び財務体制の強化を図っております。</p> <p>又、営業キャッシュ・フローにつきましても、事業計画に従って映像事業及びEコマース事業を中心に業容を拡大して資金回収を進め、改善してまいります。</p> <p>中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映しておりません。</p>	<p>当社グループは、当中間連結会計期間において 460,603千円と重要なマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しております。</p> <p>当該状況は、継続企業としての前提に重要な疑義を抱かせるものであります。</p> <p>当中間連結会計期間のマイナスの営業キャッシュ・フローは、主に第2四半期連結会計期間の売上に対する売上債権及び未収金の回収が第3四半期連結会計期間以降の入金予定となっているものが多く、当中間連結会計期間末における売上債権及び未収金が増加したことにより生じたものであります。</p> <p>当社グループは当該状況を解消すべく、連結子会社2社の売却による不採算事業の整理を実施するとともに、(株)ソートップ及び(株)ミュージックランド等を連結子会社とし、収益獲得の拡大及び売上債権・未収金の早期回収に努めることにより、営業キャッシュ・フローの改善を計画しております。</p> <p>中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映しておりません。</p>	<p>当社グループは、当連結会計年度において3,764,568千円と多額の当期純損失を計上しております。</p> <p>当該状況は継続企業としての前提に重要な疑義を抱かせるものであります。</p> <p>当連結会計年度において計上した大幅な損失については、経営基盤強化の一環として、出版事業のリストラチャリング、著作権開発事業からの撤退、映像使用権の会計処理の変更等を行ったことによる一時的なものであります。</p> <p>当社グループは、当該状況を解消すべく、財務体質強化のため当連結会計年度において3,686,395千円の第三者割当増資を実施するとともに、子会社の売却等不採算事業の整理を実施しております。その一方で、平成17年6月1日に株式交換により(株)ソートップを、平成17年7月5日には株式取得により(株)ミュージックランドを連結子会社とし、パッケージソフト卸売事業及び楽器販売事業に参入し、新たな利益獲得機会の拡大を計画しております。</p> <p>また、抜本的な経営体質強化策を計画しており、今後、株主をはじめとする関係者の承認を求め、これらを順次実施してまいります。</p> <p>連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映しておりません。</p>

中間連結財務諸表作成の基本となる重要な事項

<p>前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)</p>
<p>1 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数 4社 (2) 主要な連結子会社の名称 (株)アーティストハウス パブリッシャーズ (株)アーティストフィルム (株)クロスワープ (株)ワイズポリシー (株)ワイズポリシーは、平成16年6月1日に(有)シネマ・パリジャンより社名変更及び株式会社に変更しております。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の関連会社の数 2社</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数 10社 (2) 主要な連結子会社の名称 (株)アーティストハウス パブリッシャーズ (株)アーティストフィルム (株)BBMC (株)ツートップ (株)アーティストハウスインベストメント (株)翔年社 (株)ミュージックランド (株)アーティストハウスソリューションズ (株)ジーワン Artist House Investment Asia Limited 上記の内、(株)ミュージックランドについては、当中間連結会計期間において株式を取得し、(株)ツートップ及び(株)ジーワンについては当中間連結会計期間において株式交換により株式を取得したため、連結の範囲に含めております。 また、(株)アーティストハウスソリューションズ及びArtist House Investment Asia Limitedについては、当中間連結会計期間において新たに設立し持分を取得したため、連結の範囲に含めております。 なお、(株)ワイズポリシー及び(株)クロスワープについては、当中間連結会計期間に保有株式を全て売却したため、連結の範囲から除外しております。 (株)ブロードバンドミュージックコミュニケーションズは、平成17年7月26日付けで(株)BBMCに商号変更を行っております。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の関連会社の数 1社</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数 7社 (2) 主要な連結子会社の名称 (株)アーティストハウス パブリッシャーズ (株)アーティストフィルム (株)クロスワープ (有)ワイズポリシー (株)ブロードバンドミュージックコミュニケーションズ (株)アーティストハウスインベストメント (株)翔年社 上記の内、(株)ブロードバンドミュージックコミュニケーションズ、(株)アーティストハウスインベストメント及び(株)翔年社については、当連結会計年度において新たに設立し持分を取得したため、連結の範囲に含めております。 なお、(株)ワイズポリシーは、平成16年6月1日に(有)シネマ・パリジャンより社名変更し、株式会社に変更しております。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の関連会社の数 2社</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)</p>
<p>(2)主要な持分法適用関連会社の名称 (株)ファントム・フィルム (株)ブロードバンドミュージック コミュニケーションズ (株)ブロードバンドミュージック コミュニケーションズについて、当中間連結会計期間において新たに設立されて持分を取得したことにより、持分法の適用範囲に含めております。</p> <p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しております。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1)重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>デリバティブ 時価法</p>	<p>(2)主要な持分法適用関連会社の名称 (株)BBパート 持分法適用会社であった(株)ファントム・フィルムは、当中間連結会計期間に保有株式を全て売却したため、持分法適用会社から除外しております。</p> <p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社のうち(株)ミュージックランドの中間決算日は8月31日、(株)ジーワンの中間決算日は9月30日であります。 中間連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の中間財務諸表を使用しております。ただし、中間連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1)重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によりしております。</p> <p>デリバティブ 同左</p>	<p>(2)主要な持分法適用関連会社の名称 (株)ファントム・フィルム (株)BBパート (株)BBパートについては、当連結会計年度において新たに設立されて持分を取得したことにより、持分法の適用範囲に含めております。</p> <p>3 連結子会社の決算日等に関する事項 連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1)重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ 同左</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)</p>
<p>たな卸資産 (イ) 製品 移動平均法による原価法 (ロ) 商品 (ハ) 映像使用権 営業の用に供した時点より償却月数24ヶ月の定額法に基づき償却しております。</p>	<p>たな卸資産 (イ) 製品 同左 (ロ) 商品 個別法による原価法 (ハ) 映像使用権 見積回収期間(1年)にわたり、会社所定の償却率によって償却しております。 (追加情報) 従来、映像使用権につきましては、24ヶ月の定額法による償却方法を採用しておりましたが、前連結会計年度下期から見積回収期間(1年)にわたり、会社所定の償却率によって償却する方法に変更いたしました。 なお、前中間連結会計期間は変更後の基準によった場合に比べ、営業損失及び経常損失はそれぞれ83,129千円少なく、税金等調整前中間純損失は944,758千円少なく計上されております。</p>	<p>たな卸資産 (イ) 製品 同左 (ロ) 商品 (ハ) 映像使用権 見積回収期間(1年)にわたり、会社所定の償却率によって償却しております。 (会計処理方法の変更) 従来、映像使用権につきましては、24ヶ月の定額法による償却方法を採用しておりましたが、当連結会計年度から見積回収期間(1年)にわたり、会社所定の償却率によって償却する方法に変更いたしました。 今回、経営基盤強化の一環として、映像使用権の見積回収期間及び償却方法の見直しを行うために、過去の販売実績の収集・分析を行いました。 その結果、回収期間の短期化及び販売収益が一定の期間に集中しやすい傾向が見受けられました。 当該変更は、上記見直しの結果を踏まえ、期間損益をより適正化するために行ったものであります。 この結果、従来の方法と比較して、映像使用権の評価方法について期首から同一の会計処理方法を適用した場合の影響額861,628千円を特別損失として計上し、営業損失及び経常損失はそれぞれ45,954千円減少し、税金等調整前当期純損失は815,674千円増加しております。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)</p>																		
<p>(二) 出版権 営業の用に供した時点及びその翌月にそれぞれ20%ずつ償却し、残り60%を34ヶ月の定額法に基づき償却しております。</p> <p>(ホ) 仕掛品 個別法による原価法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>10～15年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>4～6年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>無形固定資産 (ソフトウェア) 自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	建物	10～15年	車両運搬具	4～6年	工具器具備品	4～15年	<p>(二) 出版権 同左</p> <p>(ホ) 仕掛品 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 主として定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>8～60年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>2～6年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>4～18年</td> </tr> </table> <p>無形固定資産 (ソフトウェア) 同左</p>	建物	8～60年	車両運搬具	2～6年	工具器具備品	4～18年	<p>なお、当中間連結会計期間におきましては統計的データの収集及び整備が不十分だったため、当該変更の決定及び実施は当下半年に行っており、当中間連結会計期間においては、従来 of 基準によっております。</p> <p>よって、当中間連結会計期間は、変更後の基準によった場合に比べ、営業損失及び経常損失はそれぞれ83,129千円少なく、税金等調整前中間純損失は944,758千円少なく計上されております。</p> <p>また、セグメント情報に与える影響は「セグメント情報」に記載しております。</p> <p>(二) 出版権 同左</p> <p>(ホ) 仕掛品 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>10～15年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>4～6年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>無形固定資産 (ソフトウェア) 同左</p>	建物	10～15年	車両運搬具	4～6年	工具器具備品	4～15年
建物	10～15年																			
車両運搬具	4～6年																			
工具器具備品	4～15年																			
建物	8～60年																			
車両運搬具	2～6年																			
工具器具備品	4～18年																			
建物	10～15年																			
車両運搬具	4～6年																			
工具器具備品	4～15年																			

<p>前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)</p>
<p>(映像コンテンツ) 映像コンテンツには、製作出資による映像コンテンツの取得原価及び外部購入による映像使用権の取得原価を含めており、見積回収期間(2年)にわたり、会社所定の償却率によって償却しております。</p> <p>(出版コンテンツ) 出版コンテンツには、自社企画による出版コンテンツの取得原価及び外部購入による出版権の取得原価を含めており、見積回収期間(3年)にわたり、会社所定の償却率によって償却しております。</p>	<p>(映像コンテンツ) 映像コンテンツには、製作出資による映像コンテンツの取得原価及び外部購入による映像使用権の取得原価を含めており、作品毎の取得原価の金額を過去の実績に基づいて、劇場上映権、ビデオ化権及びテレビ放映権等に分類し、それぞれの権利行使による収益獲得時に一括償却しております。ただし、自社でビデオ・DVDを販売する場合は、見積回収期間(1年)にわたり、会社所定の償却率によって償却しております。</p> <p>(追加情報) 前中間連結会計期間においては、「見積回収期間(2年)にわたり、会社所定の償却率によって償却」という基準によっておりましたが、前連結会計年度下期から上記の償却方法に変更しております。</p> <p>なお、前中間会計期間は変更後の基準によった場合に比べ、営業損失及び経常損失及び税引前中間純損失はそれぞれ117,883千円少なく計上されております。</p> <p>(出版コンテンツ) 同左</p>	<p>(映像コンテンツ) 映像コンテンツには、製作出資による映像コンテンツの取得原価及び外部購入による映像使用権の取得原価を含めており、作品毎の取得原価の金額を過去の実績に基づいて、劇場上映権、ビデオ化権及びテレビ放映権等に分類し、それぞれの権利行使による収益獲得時に一括償却しております。ただし、自社でビデオ・DVDを販売する場合は、見積回収期間(1年)にわたり、会社所定の償却率によって償却しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間においては、統計的データの収集及び整備が不十分だったため、「見積回収期間(2年)にわたり、会社所定の償却率によって償却」という基準によっておりましたが、下半期において合理的に見積もることが可能となったため、償却方法の変更の決定及び実施をしております。</p> <p>そのため、当中間連結会計期間においては、変更後の基準によった場合に比べ、営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失はそれぞれ117,883千円少なく計上されております。</p> <p>(出版コンテンツ) 同左</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)</p>
<p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>返品調整引当金 一部の連結子会社は製品の返品による損失に備えるため、将来の返品見込額の売買利益相当額を計上しております。</p> <p>(会計処理の変更) 従来、返品調整引当金につきましては期末の売掛債権を基礎として返品見込額の売買利益相当額を計上していましたが、当中間連結会計期間より、各作品毎の返品見込数量を見積もってその売買利益相当額を計上する方法に変更いたしました。</p> <p>この変更は、販売点数の増加及び販売形態の多様化に伴い、売掛債権を基礎とするよりも返品見込数量を基礎として引当額を算定するほうがより適切に期間損益を表示すると判断したことによるものであります。</p> <p>この変更により、従来と同様の方法によった場合と比べて、売上総利益は47,330千円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失はそれぞれ47,330千円増加しております。</p> <p>返品損失引当金 一部の連結子会社は製品の返品による損失に備えるため、将来の返品見込額の全額を計上しております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>返品調整引当金 一部の連結子会社は製品の返品による損失に備えるため、将来の返品見込額の売買利益相当額を計上しております。</p> <p>-</p> <p>返品損失引当金 同左</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>返品調整引当金 一部の連結子会社は製品の返品による損失に備えるため、将来の返品見込額の売買利益相当額を計上しております。</p> <p>(会計処理の変更) 従来、返品調整引当金につきましては期末の売掛債権を基礎として返品見込額の売買利益相当額を計上していましたが、当連結会計年度より、各作品毎の返品見込数量を見積もってその売買利益相当額を計上する方法に変更いたしました。</p> <p>この変更は、販売点数の増加及び販売形態の多様化に伴い、売掛債権を基礎とするよりも返品見込数量を基礎として引当額を算定するほうがより適切に期間損益を表示すると判断したことによるものであります。</p> <p>この変更により、従来と同様の方法によった場合と比べて、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は74,162千円増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は「セグメント情報」に記載しております。</p> <p>返品損失引当金 同左</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)</p>
<p>退職給付引当金</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>役員賞与引当金</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>退職給付引当金 一部の連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額（期末自己都合退職による要支額を計上する簡便法）に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>役員退職慰労引当金 一部の連結子会社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払に備えて、役員賞与支給見込額のうち当中間連結会計期間負担額を計上しております。なお、当中間連結会計期間においては計上しておりません。 (会計方針の変更) 役員賞与については、従来利益処分により株主総会の決議を経て利益剰余金の減少としておりましたが、当中間連結会計期間より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 会計基準第4号 平成17年11月29日）に基づき、発生時に費用処理しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p>	<p>退職給付引当金</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>役員賞与引当金</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)</p>
<p>(6) 重要なヘッジ会計の方針 ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理及び金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 金利スワップ (ヘッジ対象) 借入金 ヘッジ方針 金利変動リスクを回避するため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。 ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。 ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(7) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 任意組合に関する会計処理 組合の最近の事業報告書又は中間事業報告書の財産及び損益の状況に基づいて、組合の資産・負債・収益・費用を当社の持分割合に応じて計上しております。 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p> <p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>(6) 重要なヘッジ会計の方針 ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(7) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左 任意組合に関する会計処理 同左</p> <p>連結納税制度の適用 同左</p> <p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>	<p>(6) 重要なヘッジ会計の方針 ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左 任意組合に関する会計処理 同左</p> <p>連結納税制度の適用 同左</p> <p>5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

会計処理の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間連結会計年度 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)</p>
<p>(映像使用権及び著作権等の計上区分の変更)</p> <p>従来、映像使用権及び著作権等の権利につきましては、たな卸資産として計上しておりましたが、当中間連結会計期間より取得したコンテンツに係る権利については無形固定資産として計上する方法に変更いたしました。</p> <p>この変更は、従来はビデオ化権や日本国内における出版権等、コンテンツ固有の著作権から派生する権利を取得するケースが殆どであり、権利の利用による売上の計上と費用の認識の対応関係が比較的明確であったものが、映像事業においては映像使用権の取得のみならず製作出資や配給権、ビデオ化権及びテレビ放映権等を含んだオールライツの取得の推進、出版事業においては出版権の取得のみならず出版物の企画への取り組みを推進するとともに、当該コンテンツが有する権利を複数の事業及び媒体で横断的、有機的に利用する方針を明確化したことから、たな卸資産として認識するよりも、無形固定資産として認識して減価償却を通じて権利の利用に基づく売上の計上と対応させることがより適切な処理であると判断したことによるものであります。</p> <p>この変更による損益への影響はありませんが、従来と同様の方法によった場合と比べて、たな卸資産は410,297千円減少し、無形固定資産は同額増加しております。また営業キャッシュ・フローは221,410千円増加し、投資キャッシュ・フローは同額減少しております。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(映像使用権及び著作権等の計上区分の変更)</p> <p>従来、映像使用権及び著作権等の権利につきましては、たな卸資産として計上しておりましたが、当連結会計年度より、取得したコンテンツに係る権利については無形固定資産として計上する方法に変更いたしました。</p> <p>この変更は、従来はビデオ化権や日本国内における出版権等、コンテンツ固有の著作権から派生する権利を取得するケースが殆どであり、権利の利用による売上の計上と費用の認識の対応関係が比較的明確であったものが、映像事業においては映像使用権の取得のみならず製作出資や配給権、ビデオ化権及びテレビ放映権等を含んだオールライツの取得の推進、出版事業においては、出版権の取得のみならず出版物の企画への取り組みを推進するとともに、当該コンテンツが有する権利を複数の事業及び媒体で横断的、有機的に利用する方針を明確化したことから、たな卸資産として認識するよりも、無形固定資産として認識して減価償却を通じて権利の利用に基づく売上の計上と対応させることがより適切な処理であると判断したことによるものであります。</p> <p>この変更による損益への影響はありませんが、従来と同様の方法によった場合と比べて、たな卸資産は408,508千円減少し、無形固定資産は同額増加しております。また営業キャッシュ・フローは529,922千円増加し、投資キャッシュ・フローは同額減少しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>「長期滞留債権等」は前中間連結会計期間末は、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、当連結中間会計期間末において資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「長期滞留債権等」の金額は、12,705千円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>投資活動によるキャッシュ・フローの「出資金の払込による支出」は、前中間連結会計期間は「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「その他」に含まれている「出資金の払込による支出」は 1,000千円であります。</p>	<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>1. 「短期貸付金」は前中間連結会計期間末は、流動資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、当連結中間会計期間末において資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「短期貸付金」の金額は、85,397千円であります。</p> <p>2. 「投資有価証券」は前中間連結会計期間末は、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間末において資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「投資有価証券」の金額は、59,898千円であります。</p> <p>3. 「証券取引法等の一部を改正する法律」(第97号)が平成16年6月9日に公布され、平成16年12月1日より適用となったこと、及び「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号)が平成17年2月15日付で改正されたことに伴い、当中間連結会計期間から投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資を「投資有価証券」に計上する方法に変更しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末の「投資有価証券」に含まれる当該出資の額は237,260千円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>営業活動によるキャッシュ・フローの「前受金の増加額又は減少額()」は、前中間連結会計期間は「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「その他」に含まれている「前受金の増加額又は減少額()」は18,228千円であります。</p>

追加情報

<p>前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)</p>
	<p>1. 当社は、平成17年11月4日開催の当社取締役会において、平成18年2月8日開催予定の臨時株主総会に、資本の欠損の填補のため、下記のとおり資本の減少について付議することを決議し、同臨時株主総会で可決承認されました。</p> <p>(1) 資本減少の方法 払戻しを行わない無償の減資</p> <p>(2) 減少する資本の額 資本金916,870千円</p> <p>(3) 減少する発行済株式数 なし</p> <p>(4) 減資のスケジュール 取締役会決議日 平成17年11月4日 臨時株主総会基準日 平成17年11月30日 臨時株主総会開催日 平成18年2月8日 債権者異議申述公告 平成18年2月9日 債権者異議申述最終期日 平成18年3月9日 減資の効力発生日 平成18年3月10日</p> <p>2. 当社は平成17年12月21日開催の当社取締役会において、新株予約権の発行を実施することを決議いたしましたが、平成18年1月19日開催の当社取締役会において、同新株予約権の発行の一旦中止を決議いたしました。</p> <p>詳細は次の通りであります。</p> <p>(1) 新株予約権の名称 ㈱アーティストハウスホールディングス第10回新株予約権</p> <p>(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 当社普通株式 4,120株 (新株予約権1個につき1株)</p> <p>(3) 新株予約権の発行総数 4,120個</p> <p>(4) 新株予約権の発行価額 1個につき25,400円</p> <p>(5) 新株予約権の発行価額総額 104,648千円</p> <p>(6) 募集の方法 第三者割当の方法による</p> <p>(7) 新株予約権の行使に際して払込むべき金額 1個につき279,600円 (1株につき279,600円)</p> <p>(8) 新株予約権の行使に際して払込むべき金額の総額 1,151,952千円</p> <p>(9) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額 1個につき305,000円 (1株につき305,000円)</p> <p>(10) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 1,256,600千円</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)</p>
	<p>3. 当社は平成17年12月21日開催の取締役会において、第三者割当増資を実施することを決議いたしました。平成18年1月19日開催の取締役会において、同第三者割当増資実施の一旦中止を決議いたしました。詳細は次の通りであります。</p> <p>(1)発行する株式の種類および数 普通株式10,965株</p> <p>(2)発行価額：1株につき274,000円</p> <p>(3)発行総額：3,004,410千円</p> <p>(4)発行価額のうち資本へ組入れる額： 1株につき137,000円</p> <p>(5)発行のスケジュール 申込期間：平成18年1月13日～平成18年1月19日 払込期日：平成18年1月20日 配当起算日：平成17年12月1日</p> <p>(6)資金使途：M&A資金及び運転資金</p> <p>4. 当社は平成18年1月19日付で一旦中止を決議した第三者割当増資に関し、平成18年1月30日開催の取締役会において、第三者割当増資を実施することを決議いたしました。同年2月7日開催の取締役会において、同第三者割当増資の実施を中止することを決議いたしました。詳細は次の通りであります。</p> <p>(1)発行する株式の種類および数 普通株式15,650株</p> <p>(2)発行価額：1株につき191,000円</p> <p>(3)発行総額：2,989,150千円</p> <p>(4)発行価額のうち資本へ組入れる額： 1株につき95,500円</p> <p>(5)発行のスケジュール 申込期間：平成18年2月8日～平成18年2月14日 払込期日：平成18年2月15日 配当起算日：平成17年12月1日</p> <p>(6)資金使途：M&A資金、短期借入金の返済及び運転資金</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年11月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年11月30日)	前連結会計年度末 (平成17年5月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却 累計額 17,932千円</p> <p>2</p> <p>3 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。 当中間連結会計期間末における借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額及び貸出 コミットメントラインの 800,000千円 総額 借入金実行残高 - 差引額 800,000千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却 累計額 177,701千円</p> <p>2 担保に供している資産及びこれに対応する債務 (イ)担保に供している資産 預金 30,004千円 建物 132,045千円 土地 1,604,880千円 計 1,766,930千円 (イ)上記に対応する債務 短期借入金 7,500千円 一年内長期借入金 195,680千円 長期借入金 476,220千円 計 679,400千円</p> <p>3 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。 当中間連結会計期間末における借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額 110,000千円 借入金実行残高 100,000千円 差引額 10,000千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却 累計額 22,310千円</p> <p>2</p> <p>3 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。 当連結年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額 400,000千円 借入金実行残高 - 千円 差引額 400,000千円</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)																												
<p>1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>5,598千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>85,843千円</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td>45,678千円</td> </tr> </table>	貸倒引当金繰入額	5,598千円	給与手当	85,843千円	役員報酬	45,678千円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>7,139千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>146,634千円</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td>61,215千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当</td> <td>750千円</td> </tr> <tr> <td>金繰入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td>220,718千円</td> </tr> </table>	貸倒引当金繰入額	7,139千円	給与手当	146,634千円	役員報酬	61,215千円	役員退職慰労引当	750千円	金繰入額		業務委託費	220,718千円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>8,262千円</td> </tr> <tr> <td>販売手数料</td> <td>30,902千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>166,074千円</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td>99,980千円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td>129,565千円</td> </tr> </table>	貸倒引当金繰入額	8,262千円	販売手数料	30,902千円	給与手当	166,074千円	役員報酬	99,980千円	業務委託費	129,565千円
貸倒引当金繰入額	5,598千円																													
給与手当	85,843千円																													
役員報酬	45,678千円																													
貸倒引当金繰入額	7,139千円																													
給与手当	146,634千円																													
役員報酬	61,215千円																													
役員退職慰労引当	750千円																													
金繰入額																														
業務委託費	220,718千円																													
貸倒引当金繰入額	8,262千円																													
販売手数料	30,902千円																													
給与手当	166,074千円																													
役員報酬	99,980千円																													
業務委託費	129,565千円																													
2 -	<p>2 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>2,162千円</td> </tr> </table>	ソフトウェア	2,162千円	2 -																										
ソフトウェア	2,162千円																													
<p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>1,431千円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>77千円</td> </tr> </table>	建物附属設備	1,431千円	工具器具備品	77千円	<p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>9,156千円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>2,153千円</td> </tr> </table>	建物附属設備	9,156千円	工具器具備品	2,153千円	<p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>1,431千円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>518千円</td> </tr> </table>	建物	1,431千円	工具器具備品	518千円																
建物附属設備	1,431千円																													
工具器具備品	77千円																													
建物附属設備	9,156千円																													
工具器具備品	2,153千円																													
建物	1,431千円																													
工具器具備品	518千円																													
4 -	<p>4 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>電話加入権</td> <td>892千円</td> </tr> </table>	電話加入権	892千円	4 -																										
電話加入権	892千円																													
<p>5 事業構造改善損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>たな卸資産評価損</td> <td>503,389千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>229,422千円</td> </tr> <tr> <td>返品損失引当金繰入額</td> <td>89,044千円</td> </tr> <tr> <td>連結調整勘定償却額</td> <td>24,640千円</td> </tr> </table>	たな卸資産評価損	503,389千円	貸倒引当金繰入額	229,422千円	返品損失引当金繰入額	89,044千円	連結調整勘定償却額	24,640千円	5 -	<p>5 事業構造改善損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>たな卸資産評価損</td> <td>602,055千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>241,422千円</td> </tr> <tr> <td>返品損失引当金繰入額</td> <td>137,926千円</td> </tr> <tr> <td>連結調整勘定償却額</td> <td>326,219千円</td> </tr> </table>	たな卸資産評価損	602,055千円	貸倒引当金繰入額	241,422千円	返品損失引当金繰入額	137,926千円	連結調整勘定償却額	326,219千円												
たな卸資産評価損	503,389千円																													
貸倒引当金繰入額	229,422千円																													
返品損失引当金繰入額	89,044千円																													
連結調整勘定償却額	24,640千円																													
たな卸資産評価損	602,055千円																													
貸倒引当金繰入額	241,422千円																													
返品損失引当金繰入額	137,926千円																													
連結調整勘定償却額	326,219千円																													
<p>6 事業撤退損失の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>前渡金評価損</td> <td>46,301千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>39,537千円</td> </tr> </table>	前渡金評価損	46,301千円	貸倒引当金繰入額	39,537千円	6 -	<p>6 事業撤退損失の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>前渡金評価損</td> <td>46,301千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>223,537千円</td> </tr> </table>	前渡金評価損	46,301千円	貸倒引当金繰入額	223,537千円																				
前渡金評価損	46,301千円																													
貸倒引当金繰入額	39,537千円																													
前渡金評価損	46,301千円																													
貸倒引当金繰入額	223,537千円																													

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)														
<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>1,408,153千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>1,408,153千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	1,408,153千円	現金及び現金同等物	1,408,153千円	<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>1,709,384千円</td> </tr> <tr> <td>預金期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>30,004千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>1,679,380千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	1,709,384千円	預金期間が3ヶ月を超える定期預金	30,004千円	現金及び現金同等物	1,679,380千円	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>2,324,585千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>2,324,585千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	2,324,585千円	現金及び現金同等物	2,324,585千円
現金及び預金勘定	1,408,153千円															
現金及び現金同等物	1,408,153千円															
現金及び預金勘定	1,709,384千円															
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	30,004千円															
現金及び現金同等物	1,679,380千円															
現金及び預金勘定	2,324,585千円															
現金及び現金同等物	2,324,585千円															

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 6月 1日 至 平成16年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 6月 1日 至 平成17年 5月31日)																																												
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p>																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得 価格 相当額 (千円)</th> <th>減価 償却 累計額 相当額 (千円)</th> <th>中間期 末残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具 備品</td> <td>2,851</td> <td>427</td> <td>2,423</td> </tr> <tr> <td>車両 運搬具</td> <td>5,607</td> <td>4,276</td> <td>1,330</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,458</td> <td>4,704</td> <td>3,754</td> </tr> </tbody> </table>		取得 価格 相当額 (千円)	減価 償却 累計額 相当額 (千円)	中間期 末残高 相当額 (千円)	工具器具 備品	2,851	427	2,423	車両 運搬具	5,607	4,276	1,330	合計	8,458	4,704	3,754	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得 価格 相当額 (千円)</th> <th>減価 償却 累計額 相当額 (千円)</th> <th>中間期 末残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具 備品</td> <td>4,057</td> <td>2,569</td> <td>1,487</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,057</td> <td>2,569</td> <td>1,487</td> </tr> </tbody> </table>		取得 価格 相当額 (千円)	減価 償却 累計額 相当額 (千円)	中間期 末残高 相当額 (千円)	工具器具 備品	4,057	2,569	1,487	合計	4,057	2,569	1,487	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得 価格 相当額 (千円)</th> <th>減価 償却 累計額 相当額 (千円)</th> <th>期末 残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具 備品</td> <td>2,851</td> <td>712</td> <td>2,138</td> </tr> <tr> <td>車両 運搬具</td> <td>5,607</td> <td>5,211</td> <td>396</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,458</td> <td>5,924</td> <td>2,534</td> </tr> </tbody> </table>		取得 価格 相当額 (千円)	減価 償却 累計額 相当額 (千円)	期末 残高 相当額 (千円)	工具器具 備品	2,851	712	2,138	車両 運搬具	5,607	5,211	396	合計	8,458	5,924	2,534
	取得 価格 相当額 (千円)	減価 償却 累計額 相当額 (千円)	中間期 末残高 相当額 (千円)																																											
工具器具 備品	2,851	427	2,423																																											
車両 運搬具	5,607	4,276	1,330																																											
合計	8,458	4,704	3,754																																											
	取得 価格 相当額 (千円)	減価 償却 累計額 相当額 (千円)	中間期 末残高 相当額 (千円)																																											
工具器具 備品	4,057	2,569	1,487																																											
合計	4,057	2,569	1,487																																											
	取得 価格 相当額 (千円)	減価 償却 累計額 相当額 (千円)	期末 残高 相当額 (千円)																																											
工具器具 備品	2,851	712	2,138																																											
車両 運搬具	5,607	5,211	396																																											
合計	8,458	5,924	2,534																																											
<p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1,934千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,948千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,882千円</td> </tr> </table>	1年内	1,934千円	1年超	1,948千円	合計	3,882千円	<p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>829千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>703千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,533千円</td> </tr> </table>	1年内	829千円	1年超	703千円	合計	1,533千円	<p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>966千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,672千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,639千円</td> </tr> </table>	1年内	966千円	1年超	1,672千円	合計	2,639千円																										
1年内	1,934千円																																													
1年超	1,948千円																																													
合計	3,882千円																																													
1年内	829千円																																													
1年超	703千円																																													
合計	1,533千円																																													
1年内	966千円																																													
1年超	1,672千円																																													
合計	2,639千円																																													
<p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1,639千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,445千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>201千円</td> </tr> </table>	支払リース料	1,639千円	減価償却費相当額	1,445千円	支払利息相当額	201千円	<p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>168千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>142千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>13千円</td> </tr> </table>	支払リース料	168千円	減価償却費相当額	142千円	支払利息相当額	13千円	<p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>3,269千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>2,878千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>373千円</td> </tr> </table>	支払リース料	3,269千円	減価償却費相当額	2,878千円	支払利息相当額	373千円																										
支払リース料	1,639千円																																													
減価償却費相当額	1,445千円																																													
支払利息相当額	201千円																																													
支払リース料	168千円																																													
減価償却費相当額	142千円																																													
支払利息相当額	13千円																																													
支払リース料	3,269千円																																													
減価償却費相当額	2,878千円																																													
支払利息相当額	373千円																																													
<p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	<p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>																																												
<p>(5) 利息相当額の算定方法 利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>(5) 利息相当額の算定方法 同左</p>	<p>(5) 利息相当額の算定方法 同左</p>																																												

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成16年11月30日現在)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
株式	3,348	6,156	2,807
その他	1,231	1,442	210
計	4,580	7,598	3,018

2 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	52,300

当中間連結会計期間末(平成17年11月30日現在)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
株式	200,585	257,259	56,674
その他	10,746	10,286	460
計	211,332	267,546	56,214

2 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式	3,575,357
投資事業組合	237,260
新株予約権	3,000
その他	1,000

前連結会計年度（平成17年5月31日現在）

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	連結貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
株式	32,365	38,879	6,513
その他	-	-	-
計	32,365	38,879	6,513

2 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	112,000
投資事業組合	199,984

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末(平成16年11月30日現在)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
通貨	オプション取引	147,950	1,140	1,140
金利	スワップ取引	200,000	780	780
合計		347,950	360	360

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

当中間連結会計期間末(平成17年11月30日現在)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
通貨	為替予約取引	1,901,700	1,842,267	59,432
金利	スワップ取引	500,000	12,904	12,904
合計		2,401,700	1,829,363	72,336

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

前連結会計年度末(平成17年5月31日現在)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成16年6月1日 至平成16年11月30日)

	映像事業 (千円)	出版事業 (千円)	Eコマース 事業 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)	消去又 は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	988,552	96,859	208,783	282	1,294,477	-	1,294,477
(2) セグメント間の内部売 上高又は振替高	-	3,467	4,348	-	7,816	(7,816)	-
計	988,552	100,326	213,132	282	1,302,294	(7,816)	1,294,477
営業費用	950,402	299,440	256,579	-	1,506,422	61,629	1,568,052
営業利益又は営業損失()	38,150	199,113	43,447	282	204,127	(69,446)	273,574

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品等の種類、性質及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業の主な内容

(1)映像事業.....ビデオ・DVDの仕入・製造・販売、洋画配給、邦画製作及び国際映画製作

(2)出版事業.....書籍の製作・出版・販売

(3)Eコマース事業.....ネット通販サイトの構築・運営、デジタルメディアによるPR・マーケティング事業、携帯端末向けへのコンテンツ配信サービス事業

(4)その他.....CDの制作・販売、キャラクター開発及び関連商品のライセンス販売

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用は72,468千円であり、その主なものは管理部門の費用及び全社経費等であります。

4. 事業区分の変更

事業区分につきましては、従来「映像事業」、「出版事業」、「音楽事業」、「Eコマース事業」及び「版權開発事業」の5事業に区分しておりましたが、当中間連結会計期間より「映像事業」、「出版事業」、「Eコマース事業」及び「その他」の4区分に変更しております。

この変更は「音楽事業」及び「版權開発事業」の事業撤退に伴い、金額が僅少となったため、この2事業をまとめて「その他」としたものであります。

なお、当中間連結会計期間における「音楽事業」の売上高は282千円、営業利益は282千円であり、「版權開発事業」の売上高及び営業利益は該当ありません。

5. 会計処理の変更

返品調整引当金につきましては、従来、期末の売掛債権を基礎として返品見込額の売買利益相当額を計上しておりましたが、当中間連結会計期間より、各作品毎の返品見込数を見積もってその売買利益相当額を計上する方法に変更いたしました。

この変更は、販売点数の増加及び販売形態の多様化に伴い、売上債権を基礎とするよりも返品見込数量を基礎として引当額を算定するほうがより適切に期間損益を表示すると判断したことによるものであります。

この変更により、従来と同様の方法によった場合と比べて、売上総利益は47,330千円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失はそれぞれ47,330千円増加しております。

当中間連結会計期間（自平成17年6月1日 至平成17年11月30日）

（単位：千円）

	コンテンツ事業 （千円）	流通事業 （千円）	ファイナ ンス事業 （千円）	I T事業 （千円）	計 （千円）	消去又 は全社 （千円）	連結 （千円）
売上高							
（1）外部顧客に対する 売上高	1,939,567	2,359,700	-	380	4,299,648	-	4,299,648
（2）セグメント間の内部売 上高又は振替高	1,430	-	-	19,863	21,294	(21,294)	-
計	1,940,998	2,359,700	-	20,243	4,320,942	(21,294)	4,299,648
営業費用	1,791,101	1,907,136	13,299	29,228	3,740,765	226,012	3,966,777
営業利益又は営業損失（ ）	149,897	452,564	13,299	8,984	580,177	(247,306)	332,870

（注） 1．事業区分の方法

事業は、製品等の種類、性質及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2．各事業の主な内容

- (1)コンテンツ事業.....書籍の製作・出版・販売、ビデオ・DVDの仕入・製造・販売、映画制作
出資及び映像企画製作、音楽コンテンツのデジタル配信及び音楽企画製作
等
- (2)流通事業.....楽器販売、映像パッケージ等の二次流通等
- (3)ファイナンス事業.....投資事業組合への出資を通じた株式売買及び有価証券の売買、その他金
融・投資事業等
- (4)IT事業.....eコマース、Web開発・マーケティング、及びソフトウェアの開発・製
造・販売等

3．営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用は323,962千円であり、その主なものは
管理部門の費用及び全社経費等であります。

4．事業区分の変更

事業区分につきましては、従来「映像事業」、「出版事業」、「Eコマース事業」及び「その他」の4
事業に区分しておりましたが、当連結会計年度より「コンテンツ事業」、「流通事業」、「ファイナンス
事業」及び「IT事業」の4区分に変更しております。

この変更は、当社グループが前連結会計年度に子会社の売却等不採算事業の整理を実施するとともに、
当中間連結会計期間より株式会社ツートップ、株式会社ミュージックランド、株式会社アーティストハウ
スソリューションズ、Artist House Investment Asia Limited、株式会社ジーワンの5社が当社グルー
プに加わったことにより、事業構造が大きく転換したことを契機に、各事業の実態及び収益構造を適切に
開示し、事業の種類別セグメント情報の有効性をより高めるために行ったものであります。

なお、前中間連結会計期間及び前連結会計年度のセグメント情報を当中間連結会計期間において用いた
事業区分の方法により区分すると次のようになります。

前中間連結会計期間（自平成16年6月1日 至平成16年11月30日）

（単位：千円）

	コンテンツ事業 （千円）	流通事業 （千円）	ファイナ ンス事業 （千円）	I T事業 （千円）	計 （千円）	消去又 は全社 （千円）	連結 （千円）
売上高							
（1）外部顧客に対する 売上高	1,085,693	-	-	208,783	1,294,477	-	1,294,477
（2）セグメント間の内部売 上高又は振替高	1,477	-	-	4,348	5,826	(5,826)	-
計	1,087,171	-	-	213,132	1,300,304	(5,826)	1,294,477
営業費用	1,247,852	-	-	256,579	1,504,432	63,619	1,568,052
営業利益又は営業損失（ ）	160,680	-	-	43,447	204,127	(69,446)	273,574

前連結会計年度（自平成16年6月1日 至平成17年5月31日）

（単位：千円）

	コンテンツ事業 （千円）	流通事業 （千円）	ファイナ ンス事業 （千円）	I T事業 （千円）	計 （千円）	消去又 は全社 （千円）	連結 （千円）
売上高							
（1）外部顧客に対する 売上高	3,078,501	-	-	520,372	3,598,873	-	3,598,873
（2）セグメント間の内部売 上高又は振替高	3,013	-	-	25,139	28,152	(28,152)	-
計	3,081,514	-	-	545,511	3,627,025	(28,152)	3,598,873
営業費用	3,840,090	-	4,832	534,928	4,379,851	231,818	4,611,669
営業利益又は営業損失()	758,575	-	4,832	10,583	752,825	(259,971)	1,012,796

前連結会計年度（自平成16年6月1日 至平成17年5月31日）

（単位：千円）

	映像事業 （千円）	出版事業 （千円）	Eコマース 事業 （千円）	その他 （千円）	計 （千円）	消去又 は全社 （千円）	連結 （千円）
売上高							
（1）外部顧客に対する 売上高	2,424,209	615,099	520,372	39,192	3,598,873	-	3,598,873
（2）セグメント間の内部売 上高又は振替高	-	293,463	25,139	-	318,602	(318,602)	-
計	2,424,209	908,562	545,511	39,192	3,917,475	(318,602)	3,598,873
営業費用	2,895,937	1,144,686	534,928	94,748	4,670,300	(58,631)	4,611,669
営業利益又は営業損失()	471,727	236,124	10,583	55,556	752,825	(259,971)	1,012,796

（注） 1．事業区分の方法

事業は、製品等の種類、性質及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2．各事業の主な内容

- (1)映像事業.....ビデオ・DVDの仕入・製造・販売、洋画配給、邦画製作及び国際映画製作
- (2)出版事業.....書籍の製作・出版・販売
- (3)Eコマース事業.....ネット通販サイトの構築・運営、デジタルメディアによるPR・マーケティング事業、携帯端末向けへのコンテンツ配信サービス事業
- (4)その他事業.....CDの制作・販売、キャラクター開発及び関連商品のライセンス販売、金融投資事業等

3．営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用は264,408千円であり、その主なものは管理部門の費用及び全社経費等であります。

4．事業区分の変更

事業区分につきましては、従来「映像事業」、「出版事業」、「音楽事業」、「Eコマース事業」及び「著作権事業」の5つの区分にしておりましたが、当連結会計年度より、「映像事業」、「出版事業」、「Eコマース事業」及び「その他」に変更しております。

この変更は「音楽事業」及び「著作権開発事業」の事業撤退に伴い、金額が僅少となったためであります。

なお、当連結会計年度における「音楽事業」の売上高は36,906千円、営業損失 53,009千円であり、「著作権開発事業」の売上高及び営業利益は該当ありません。

5. 会計処理の変更

(返品調整引当金)

「会計処理の変更」に記載のとおり、返品調整引当金については、従来、期末の売掛債権を基礎として返品見込額の売買利益相当額を計上しておりましたが、当連結会計年度より、各作品毎の返品見込数を見積もってその売買利益相当額を計上する方法に変更いたしました。

この変更は、販売点数の増加及び販売形態の多様化に伴い、売上債権を基礎とするよりも返品見込数量を基礎として引当額を算定するほうがより適切に期間損益を表示すると判断したことによるものであります。

この変更により、従来と同様の方法によった場合と比べて、当連結会計年度の出版事業の営業損失は74,162千円増加しております。

(映像使用権の償却方法)

映像使用権につきましては、当連結会計年度より、24ヶ月の定額法による償却方法から、見積回収期間(1年)にわたり、会社所定の償却率によって償却する方法に変更しております。

この変更により、従来と同様の方法によった場合と比べて、当連結会計年度の映像事業の営業損失は45,954千円減少しております。

(映像使用権及び出版等の計上区分の変更)

映像使用権及び著作権等の権利につきましては、従来たな卸資産として計上しておりましたが、当連結会計年度より、取得したコンテンツに係る権利については無形固定資産として計上する方法に変更しております。

この変更により、従来と同様の方法によった場合と比べて、当連結会計年度の減価償却費は映像事業で260,712千円増加し、出版事業は48,131千円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成16年6月1日 至平成16年11月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自平成17年6月1日 至平成17年11月30日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度（自平成16年6月1日 至平成17年5月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自平成16年6月1日 至平成16年11月30日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自平成17年6月1日 至平成17年11月30日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

前連結会計年度（自平成16年6月1日 至平成17年5月31日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)								
1株当たり純資産額 132,487.10円 1株当たり中間純損失 141,481.59円 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 -円 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。	1株当たり純資産額 74,578.99円 1株当たり中間純利益 4,544.58円 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 4,154.97円 当社は平成17年9月30日付で1株につき4株の株式分割を行っております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりとなります。	1株当たり純資産額 64,625.33円 1株当たり当期純損失 288,959.83円 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 -円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間連結会計期間</th> <th>前連結会計年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 33,121.78円</td> <td>1株当たり純資産額 16,156.33円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純損失 35,370.40円</td> <td>1株当たり当期純損失 72,239.96円</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり中間純利益 -</td> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益 -</td> </tr> </tbody> </table>	前中間連結会計期間	前連結会計年度	1株当たり純資産額 33,121.78円	1株当たり純資産額 16,156.33円	1株当たり中間純損失 35,370.40円	1株当たり当期純損失 72,239.96円	潜在株式調整後1株当たり中間純利益 -	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 -	
前中間連結会計期間	前連結会計年度									
1株当たり純資産額 33,121.78円	1株当たり純資産額 16,156.33円									
1株当たり中間純損失 35,370.40円	1株当たり当期純損失 72,239.96円									
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 -	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 -									

(注) 1株当たり中間純利益又は中間(当期)純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)
1株当たり中間純利益 又は中間(当期)純損失			
中間純利益 又は中間(当期)純損失()(千円)	1,424,436	422,128	3,764,568
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	-
(うち利益処分による役員賞与金)	(-)	(-)	(-)
普通株式に係る中間純利益 又は中間(当期)純損失()(千円)	1,424,436	422,128	3,764,568
期中平均株式数(株)	10,068	92,886	13,028
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益			
普通株式増加数(株)	-	8,710	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の個数1,434個)及び新株引受権1種類(新株予約権の目的となる株式数30株)。	新株予約権2種類(新株予約権の個数1,200個)。	新株予約権6種類(新株予約権個数3,064個)及び新株引受権1種類(新株予約権の目的となる株式数30株)。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)
<p>1. 当社は平成16年11月24日開催の取締役会において、当社全額出資による子会社を設立することを決議いたしました。詳細は次の通りであります。</p> <p>(1)その旨及び目的 エンターテインメント事業と金融事業の融合の促進を図るため</p> <p>(2)設立する会社の名称・事業内容・規模 名称:㈱アーティストハウス インベストメント 事業内容:エンターテインメントコンテンツなど知的財産権に係るファイナンススキームの組成・運用・管理 規模:資本金100,000,000円</p> <p>(3)設立の時期 平成16年12月1日</p> <p>(4)取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 株式数:2,000株 取得価額:100,000,000円 持分比率:100%</p> <p>2. 当社は平成16年12月8日開催の取締役会において、株式会社シニアコミュニケーションとの共同出資による子会社を設立することを決議いたしました。詳細は次の通りであります。</p> <p>(1)その旨及び目的 当社グループが有する“総合的なエンターテインメント提供力やネットワーク”と㈱シニアコミュニケーションが有する“シニアマーケットを専門とした事業展開の中で培われたノウハウ等”を活かし、書籍や映像といった大人のためのエンターテインメントコンテンツを提供していくため。</p> <p>(2)設立する会社の名称、事業内容、規模 名称:㈱翔年社 事業内容:シニア向けエンターテインメント商品の開発・販売 規模:資本金40,000,000円</p> <p>(3)設立の時期 平成16年12月24日</p> <p>(4)取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 株式数:528株 取得価額:26,400,000円 持分比率:66%</p>	<p>1. 当社は平成17年11月8日開催の取締役会決議に基づき、グローバルなエンターテインメントビジネスを展開させるべく、海外エンターテインメントコンテンツの企画・製作・販売を行なう㈱Fouの普通株式200株を平成17年12月1日に株式交換により取得し、同社を完全子会社といたしました。</p> <p>この株式交換に伴い当社普通株式2,400株を新規発行し、㈱Fouの株主に割当てを行いました。株式交換比率は同社株1株につき当社株12株であります。なお、この新株発行による当社の資本金の増加はありません。</p> <p>2. 当社は平成17年10月20日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月7日に発行している第7回新株予約権につき、平成17年12月15日までに権利行使が完了し、資本金及び資本準備金が増加いたしました。内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1)発行株式数:普通株式3,785.19株 (2)増加した資本金:504,170千円 (3)増加した資本準備金:504,170千円 (4)新株の配当起算日:平成17年12月1日</p>	<p>1. 当社は平成17年4月26日開催の取締役会決議に基づき、映像等パッケージソフト二次流通事業への参入するべく、当該卸売事業を展開する㈱ソートップを平成17年6月1日付にて株式交換し、同社を完全子会社といたしました。</p> <p>この株式交換に伴い当社普通株式760株を新規発行し、㈱ソートップの株主に割当てを行いました。株式交換比率は同社株1株につき当社株3.8株であります。なお、この新株発行による当社の資本金の増加はありません。</p> <p>2. 当社は平成17年6月29日開催の取締役会決議に基づき、音楽関連事業の拡大を計るべく、楽器販売事業を行う㈱ミュージックランドの普通株式48,600株(発行済株式総数72,000株)を平成17年7月5日に416,250千円にて取得し、同社を子会社といたしました。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成16年 6月 1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成16年 6月 1日 至 平成17年 5月31日)</p>								
<p>3. 当社は平成16年12月20日開催の取締役会において、株式会社ブロードバンドミュージックコミュニケーションズの第三者割当を引受けることを決議いたしました。詳細は次の通りであります。</p> <p>(1)その旨及び目的 同社を当社子会社とするため</p> <p>(2)第三者割当増資先の名称、事業内容、規模 名称:㈱ブロードバンドミュージックコミュニケーションズ</p> <p>(3)引受の時期 平成16年12月21日</p> <p>(4)引受株数、引受金額、引受後の持分比率 株式数:150株 取得価額:7,500,000円 持分比率:52%</p>	<p>3. 当社は平成17年10月20日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月7日に発行している第8回新株予約権につき、平成18年1月17日までに以下の権利行使があり、資本金及び資本準備金が増加いたしました。内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1)発行株式数：普通株式数3,239.08株 (2)増加した資本金：504,166千円 (3)増加した資本準備金：504,166千円 (4)新株の配当起算日：平成17年12月1日</p> <p>4. 当社は平成17年12月21日開催の取締役会においてLehman Brothers Commercial Corporation Asia Limited向けに発行しておりました第8回新株予約権及び第9回新株予約権の買入消却を決議し、買入消却を行っております。同時に同社向けに第11回新株予約権の発行をすることを決議し、平成18年1月24日に発行いたしました。その概要は次の通りであります。</p> <p>第8回新株予約権 (1)買入消却個数：800個 (2)消却方法：1個あたり41,660円を支払う方法による。</p> <p>第9回新株予約権 (1)買入消却個数：1,000個 (2)消却方法：1個あたり41,660円を支払う方法による。</p>	<p>3. 当社は平成17年7月11日開催の取締役会において、株式の流動性の向上及び株主数の増加、個人投資家による資本参加及び株式市場の活性化のため、平成17年9月30日(金曜日)付をもって、次のとおり株式分割による新株式を発行することを決議しております。</p> <p>(1)分割により増加する株式数 普通株式として、平成17年8月11日(木曜日)最終の発行済株式数に3を乗じた株式数となります。</p> <p>(2)分割の方法 平成17年8月11日(木曜日)最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主、並びに端株原簿に記載又は記録された端株主の所有株式数を1株につき4株の割合をもって分割いたします。</p> <p>(3)効力発生日 平成17年9月30日(金曜日)</p> <p>(4)配当起算日 平成17年6月1日(水曜日)</p> <p>(5)その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定いたします。</p> <p>当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="965 1153 1380 1429"> <thead> <tr> <th>前連結会計年度</th> <th>当連結会計年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 40,823円56銭</td> <td>1株当たり純資産額 16,156円33銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益金額 988円60銭</td> <td>1株当たり当期純利益金額 72,239円96銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 935円89銭</td> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 -</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 当社は平成17年7月25日開催の取締役会において、子会社である㈱ワイズポリシーについて、当社が所有する同社株式及び同社に対する債権を譲渡することを決議し、平成17年7月29日付で沖田敦氏に譲渡いたしました。</p>	前連結会計年度	当連結会計年度	1株当たり純資産額 40,823円56銭	1株当たり純資産額 16,156円33銭	1株当たり当期純利益金額 988円60銭	1株当たり当期純利益金額 72,239円96銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 935円89銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 -
前連結会計年度	当連結会計年度									
1株当たり純資産額 40,823円56銭	1株当たり純資産額 16,156円33銭									
1株当たり当期純利益金額 988円60銭	1株当たり当期純利益金額 72,239円96銭									
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 935円89銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 -									

前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)
	<p>第11回新株予約権</p> <p>(1)新株予約権の総数：1,000個</p> <p>(2)新株予約権の発行価額：1個当り 41,700円</p> <p>(3)発行価額の総額：41,700,000円</p> <p>(4)目的となる株式の種類：当社普通株式</p> <p>(5)目的となる株式数：新株予約権の数に500万円を乗じ、下記の行使価額で除した数</p> <p>(6)第11回新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、行使請求に係る新株予約権の数に500万円を乗じた額とする。</p> <p>(7)第11回新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの金額（以下「行使価額」という。）は、当初、32万5,000円とする。</p> <p>(8)行使価額は、第11回新株予約権発行の翌暦週以降の毎週最終取引日（以下、「修正日」という。）の翌取引日以降、修正日までの各3連続取引日（修正日当日を含み、売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の90%で呼値の刻み未満を切捨てた金額に修正される。但し、行使価額は97万5,000円（下記(9)により、行使価額と同様に調整される。）を上回らず、16万2,500円（下記(9)により、行使価額と同様に調整される。）を下回らないものとする。</p> <p>(9)当社は、第11回新株予約権の発行後、当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数から、当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}) / \text{時価}}{(\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数})}$ <p>また、当社は、当社普通株式の分割・併合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合等にも適宜転換価額を調整する。</p>	

<p>前中間連結会計期間 (自 平成16年 6月 1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成16年 6月 1日 至 平成17年 5月31日)</p>
	<p>(10)行使期間：2006年1月12日から2009年1月11日（いずれも日本時間）まで。但し、第11回新株予約権の全部が消却される場合には、消却される第11回新株予約権については、消却のための通知に記載された消却期日の前営業日まで。また、当社は、一定の日を、当該日の7日前までに第11回新株予約権者に通知することにより、転換のための非営業日として指定することができる。ただし、かかる非営業日は連続10営業日を超えてはならない。</p> <p>(11)その他の行使条件：第11回新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>発行価額のうち資本へ組入れる額：第11回新株予約権の行使により発行する株式の発行価格のうち資本組入額は、当該発行価格に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。</p> <p>第11回新株予約権の譲渡に関する事項：該当なし</p> <p>(12)新株予約権の発行方法：第三者割当の方法により全ての第11回新株予約権をLehman Brothers Commercial Corporation Asia Limitedに割り当てる方法による。</p> <p>5. 当社は平成17年12月21日開催の取締役会決議に基づき平成18年 1月24日に発行している第11回新株予約権につき、平成18年 2月 8日までに以下の権利行使があり、資本金及び資本準備金が増加いたしました。内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1)発行株式数：普通株式数13,619.2株 (2)増加した資本金：1,159,591千円 (3)増加した資本準備金：1,159,591千円 (4)新株の配当起算日：平成17年12月1日</p> <p>6. 当社は平成18年 1月24日開催の取締役会において、以下の借入れをすることを決議し、平成18年 1月24日に借入をいたしました。</p> <p>(1)その旨及び目的 買収資金に充当するため</p> <p>(2)借入先の名称 ㈱なが多（現 ㈱クロニクル）</p> <p>(3)借入金額、借入条件 借入金額：1,150,000千円 借入期間：平成18年 1月24日～平成18年 3月27日（期日一括返済） 利率：4.00%</p>	<p>5. 当社は平成17年 7月25日開催の取締役会において、子会社である㈱クロスワープについて、当社が所有する同社株式を譲渡することを決議し、平成17年 7月29日付でピナクル匿名組合ロックポイント（営業者ピナクル株式会社）に譲渡いたしました。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)
	<p>7. 当社は平成18年1月27日開催の取締役会において、以下の借入れをすることを決議し、平成18年1月30日に借入をいたしました。</p> <p>(1)その旨及び目的 買収資金に充当するため</p> <p>(2)借入先の名称 ㈱なが多(現 ㈱クロニクル)</p> <p>(3)借入金額、借入条件 借入金額:500,000千円 借入期間:平成18年1月30日~平成18年3月27日(期日一括返済) 利率:4.00%</p> <p>8. 当社は平成18年1月31日開催の取締役会において、以下の借入れをすることを決議し、平成18年2月1日に借入をいたしました。</p> <p>(1)その旨及び目的 買収資金に充当するため</p> <p>(2)借入先の名称 ㈱なが多(現 ㈱クロニクル)</p> <p>(3)借入金額、借入条件 借入金額:350,000千円 借入期間:平成18年2月1日~平成18年3月27日(期日一括返済) 利率:4.00%</p> <p>9. 当社は平成18年1月16日開催の取締役会において、高額商品オークション事業に参入するためAntiquorum S.A.(本社スイス・ジュネーブ)および同社の関係会社2社のそれぞれ50.0%分の株式を当社が譲り受ける旨の基本合意を締結することを決議し、平成18年1月24日に払い込みを完了いたしました。詳細は次の通りであります。</p> <p>(1)株式取得の相手方の名称 名称:Habsburg Holding Ltd.</p> <p>(2)買収する会社の名称、事業内容、規模 名称:Antiquorum S.A., Antiquorum Auctioneers, INC., C2C Time, Inc. 事業内容:時計オークション事業 規模:株主資本187百万円</p> <p>(3)取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 株式数:1,050株 取得価額:30百万ドル 持分比率:50%</p> <p>(4)支払資金の資金調達及び支払方法 調達方法:サンライズファイナンス㈱からの借入及び㈱なが多(現 ㈱クロニクル)からの借入</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)
	<p>10. 当社は平成17年8月26日開催の第6回定時株主総会及び平成18年1月30日開催の取締役会においてストックオプションとして新株予約権の発行を決議し、平成18年2月7日付で発行しております。</p> <p>(1)発行した新株予約権の数 4,330個</p> <p>(2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数：普通株式4,330株</p> <p>(3)新株予約権の発行価額 無償</p> <p>(4)新株予約権の行使時の払込金額： 1株につき249,422円</p> <p>(5)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 発行価格：249,422円 資本組入額：124,711円</p> <p>(6)新株予約権の行使期間 平成19年2月7日～平成22年2月6日</p> <p>(7)新株予約権の行使の条件 新株予約権の割当を受けた者が、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員である場合は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを条件とする。ただし、任期満了による退任、定年退職または当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の割当を受けた者の相続人による行使はできないものとする。 その他、権利行使の条件については、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>(8)新株予約権の消却事由及び消却の条件 新株予約権の割当を受けた者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなったときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。</p> <p>(9)新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>(10)申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳 当社取締役2名および従業員7名、当社子会社取締役6名および従業員31名、外部支援者7名の合計53名 (注)割当予定者の外部支援者とは、当社及び当社子会社に対し、役員及び正社員ではない形態で業務に従事または関与しているもの(臨時雇用社員・業務委託者等)であります。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)
	<p>11. 当社子会社であるArtist House Investment Asia Limitedは、平成17年12月9日開催の取締役会において㈱ビジネスバンクコンサルティングの第三者割当増資を引受を決議し、平成17年12月26日に引受を行っております。詳細は次の通りであります。</p> <p>(1)事業内容： 人事・会計に特化したビジネスコンサルティング、ソリューションコンサルティング、Corporate Advisory Service及び総合人材育成サービス</p> <p>(2)規模： 資本金257百万円</p> <p>(3)取得株式の種類： 普通株式</p> <p>(4)取得株式数： 128,500 株</p> <p>(5)取得価額： 499,865千円</p> <p>(6)取得後の持分比率： 5.21%</p>	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年11月30日)		当中間会計期間末 (平成17年11月30日)		前事業年度要約貸借対照表 (平成17年5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金		914,163		263,754		1,294,416	
2 売掛金		147,260		90,387		124,313	
3 たな卸資産		53,412		-		-	
4 短期貸付金		2,347,222		4,301,270		2,698,346	
5 その他	3	281,173		519,389		204,256	
貸倒引当金		993		697,543		1,462,521	
流動資産合計		3,742,238	75.3	4,477,257	46.5	2,858,811	71.5
固定資産							
1 有形固定資産	1	16,664	0.3	35,788	0.4	18,792	0.5
2 無形固定資産		117,064	2.4	15,960	0.1	14,173	0.4
3 投資その他の資産							
(1)投資有価証券		-		3,574,850		70,600	
(2)関係会社株式		818,299		1,237,535		700,700	
(3)長期滞留債権等		-		207,657		207,657	
(4)その他		439,209		252,599		288,724	
貸倒引当金		163,704		163,704		163,704	
投資その他の資産 合計		1,093,803	22.0	5,108,937	53.0	1,103,976	27.6
固定資産合計		1,227,532	24.7	5,160,686	53.5	1,136,943	28.5
資産合計		4,969,771	100.0	9,637,943	100.0	3,995,754	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年11月30日)		当中間会計期間末 (平成17年11月30日)		前事業年度要約貸借対照表 (平成17年5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1 買掛金		82,490		43,952		43,952	
2 短期借入金	4	345,100		1,300,000		230,000	
3 一年内返済 予定長期借入金		661,920		303,800		647,640	
4 一年内償還予定 社債		364,000		364,000		364,000	
5 その他		149,379		330,828		279,534	
流動負債合計		1,602,890	32.3	2,342,581	24.3	1,565,128	39.2
固定負債							
1 社債		804,000		440,000		622,000	
2 長期借入金		455,300		51,500		134,500	
3 その他		85		728		303	
固定負債合計		1,259,385	25.3	492,228	5.1	756,803	18.9
負債合計		2,862,275	57.6	2,834,809	29.4	2,321,931	58.1
(資本の部)							
資本金		1,742,647	35.1	4,888,441	50.7	2,590,247	64.8
資本剰余金							
1 資本準備金		1,221,437		2,500,699		2,069,037	
2 その他資本剰余 金							
(1) 資本準備金 減少差益		274,846		-		274,846	
資本剰余金合計		1,469,283	30.1	2,500,699	26.0	2,343,883	58.7
利益剰余金							
1 中間(当期)未処 理損失		1,131,561		586,681		3,260,754	
利益剰余金合計		1,131,561	22.8	586,681	6.1	3,260,754	81.6
その他有価証券 評価差額金		125	0.0	1,071	0.0	446	0.0
自己株式		-		397	0.0	-	
資本合計		2,107,495	42.4	6,803,133	70.6	1,673,822	41.9
負債及び資本合計		4,969,771	100.0	9,637,943	100.0	3,995,754	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成16年 6月 1日 至 平成16年11月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)		前事業年度要約損益計算書 (自 平成16年 6月 1日 至 平成17年 5月31日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
売上高			171,083	100.0		117,483	100.0		394,339	100.0
売上原価			115,767	67.7		137,600	117.1		292,786	74.2
売上総利益又は総 損失()			55,315	32.3		20,116	17.1		101,553	25.8
販売費 及び一般管理費			96,698	56.5		186,412	158.7		272,771	69.2
営業損失			41,382	24.2		206,529	175.8		171,218	43.4
営業外収益	1		62,368	36.4		282,157	240.1		112,637	28.6
営業外費用	2		56,497	33.0		65,826	56.0		173,454	44.0
経常利益又は損失 ()			35,511	20.8		9,801	8.3		232,036	58.8
特別利益	3		1,492	0.9		133,108	113.3		739	0.2
特別損失	4		1,071,693	626.4		11,203	9.5		2,970,896	753.4
税引前中間 (当期)純利益又は 純損失()			1,105,711	646.3		131,707	112.1		3,202,193	812.0
法人税、住民税 及び事業税		1,269			198,482			263		
法人税等調整額		24,579	25,849	15.1	-	198,482	169.0	58,824	58,561	14.9
中間(当期)純利益 又は純損失()			1,131,561	661.4		330,189	281.1		3,260,754	826.9
前期繰越損失			-			916,870			-	
中間(当期) 未処理損失			1,131,561			586,681			3,260,754	

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 6月 1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 6月 1日 至 平成17年 5月31日)</p>
<p>当社は、当中間会計期間末における有利子負債残高が2,630,320千円であり、中間純損失を1,131,561千円計上した結果、自己資本に対する有利子負債比率は前事業年度末(253.7%)に比べて減少しているものの、124.8%となっており、依然高い数値となっております。</p> <p>当該状況は継続企業としての前提に重要な疑義を抱かせるものではありませんが、当中間会計期間において計上した大幅な損失については、経営基盤強化の一環として、出版事業子会社のリストラクチャリング、版權開発事業からの撤退等に伴う、投資の評価減及び債権に対する貸倒引当金の計上等による一時的なものであります。</p> <p>当社グループは当該状況を解消すべく、平成16年6月及び10月に合計20億円の第三者割当増資を行い、自己資本の充実及び財務体制の強化を図っております。</p> <p>主力事業の映像事業及び成長事業のEコマース事業子会社へ経営資源を集中して、業容の拡大を進めると共に、子会社への融資を回収して有利子負債の削減を進めてまいります。</p> <p>中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映しておりません。</p>	<p>当社は持株会社として当社グループの経営管理及び財務管理を行っており、当社グループは、当中間会計期間において460,603千円と重要なマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しております。</p> <p>当該状況は、継続企業としての前提に重要な疑義を抱かせるものではありません。</p> <p>当中間会計期間のマイナスの営業キャッシュ・フローは、主に第2四半期会計期間の売上に対する売上債権及び未収金の回収が第3四半期会計期間以降の入金予定となっているものが多く、当中間会計期間末における売上債権及び未収金が増加したことにより生じたものであります。</p> <p>当該状況を解消すべく、連結子会社2社の売却による不採算事業の整理を実施するとともに、(株)ソートップ及び(株)ミュージックランド等を連結子会社とし、収益獲得の拡大及び売上債権・未収金の早期回収に努めることにより、営業キャッシュ・フローの改善を計画しております。</p> <p>中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映しておりません。</p>	<p>当社は、当事業年度において3,260,754千円と多額の当期純損失を計上しております。</p> <p>当該状況は継続企業としての前提に重要な疑義を抱かせるものであります。</p> <p>当事業年度において計上した大幅な損失については、経営基盤強化の一環として、出版事業子会社のリストラクチャリング、版權開発事業からの撤退、映像使用権の会計処理の変更等を行ったことに伴う投資の評価減及び債権に対する貸倒引当金の計上等による一時的なものであります。</p> <p>当社は、当該状況を解消すべく、財務体質強化のため当事業年度において3,686,395千円の第三者割当増資を実施するとともに、子会社の売却等不採算事業の整理を実施しております。その一方で、平成17年6月1日には株式交換により株式会社ソートップを、平成17年7月5日には株式取得により株式会社ミュージックランドを子会社とし、パッケージソフト卸売事業及び楽器販売事業に参入し、新たな利益獲得機会の拡大を計画しております。</p> <p>また、抜本的な経営体質強化策を計画しており、今後、株主をはじめとする関係者の承認を求め、これらを順次実施してまいります。</p> <p>財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を当財務諸表には反映しておりません。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 6月 1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 6月 1日 至 平成17年 5月31日)</p>																		
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>8～10年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>4～6年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、主な償却方法は次のとおりであります。</p> <p>(ソフトウェア) 自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(映像コンテンツ) 映像コンテンツには、製作出資による映像コンテンツの取得原価及び外部購入による映像使用権の取得原価を含めており、見積回収期間(2年)にわたり、会社所定の償却率によって償却しております。</p>	建物	8～10年	車両運搬具	4～6年	工具器具備品	4～15年	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>8～10年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>5～8年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(ソフトウェア) 同左</p> <p>(映像コンテンツ) 映像コンテンツには、製作出資による映像コンテンツの取得原価及び外部購入による映像使用権の取得原価を含めており、作品毎の取得原価の金額を過去の実績に基づいて、劇場上映権、ビデオ化権及びテレビ放映権等に分類し、それぞれの権利行使による収益獲得時に一括償却しております。ただし、自社でビデオ・DVDを販売する場合は、見積回収期間(1年)にわたり、会社所定の償却率によって償却しております。</p> <p>(追加情報) 前中間会計期間においては、「見積回収期間(2年)にわたり、会社所定の償却率によって償却」という基準によっておりましたが、前事業年度下期から上記の償却方法に変更しております。</p> <p>なお、前中間会計期間は変更後の基準によった場合に比べ、営業損失及び経常損失及び税引前中間純損失はそれぞれ99,916千円少なく計上されております。</p>	建物	8～10年	車両運搬具	6年	工具器具備品	5～8年	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>8～10年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>4～6年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(ソフトウェア) 同左</p> <p>(映像コンテンツ) 映像コンテンツには、製作出資による映像コンテンツの取得原価及び外部購入による映像使用権の取得原価を含めており、作品毎の取得原価の金額を過去の実績に基づいて、劇場上映権、ビデオ化権及びテレビ放映権等に分類し、それぞれの権利行使による収益獲得時に一括償却しております。ただし、自社でビデオ・DVDを販売する場合は、見積回収期間(1年)にわたり、会社所定の償却率によって償却しております。</p> <p>なお、当中間会計期間においては、統計的データの収集及び整備が不十分だったため、「見積回収期間(2年)にわたり、会社所定の償却率によって償却」という基準によっておりましたが、下半期においてより合理的に見積もることが可能となったため、償却方法の変更の決定及び実施をしております。</p> <p>よって、当中間会計期間においては、変更後の基準によった場合に比べ、営業損失、経常損失及び税引前中間純損失は99,916千円少なく計上されております。</p>	建物	8～10年	車両運搬具	4～6年	工具器具備品	4～15年
建物	8～10年																			
車両運搬具	4～6年																			
工具器具備品	4～15年																			
建物	8～10年																			
車両運搬具	6年																			
工具器具備品	5～8年																			
建物	8～10年																			
車両運搬具	4～6年																			
工具器具備品	4～15年																			

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 6月 1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 6月 1日 至 平成17年 5月31日)</p>
<p>3 引当金の計上基準 (貸倒引当金) 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>4 役員賞与引当金</p> <p>5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1)消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (2)任意組合に関する会計処理 組合の最近の事業報告書又は中間事業報告書の財産及び損益の状況に基づいて、組合の資産・負債・収益・費用を当社の持分割合に応じて計上しております。 (3)連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>3 引当金の計上基準 (貸倒引当金) 同左</p> <p>4 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払に備えて、役員賞与支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。なお、当中間会計期間においては計上しておりません。 (会計方針の変更) 役員賞与については、従来利益処分により株主総会の決議を経て利益剰余金の減少としておりましたが、当中間会計期間より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 会計基準第4号 平成17年11月29日)に基づき、発生時に費用処理しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>6 リース取引の処理方法</p> <p>7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1)消費税等の会計処理 同左 (2)任意組合に関する会計処理 同左 (3)連結納税制度の適用 同左</p>	<p>3 引当金の計上基準 (貸倒引当金) 同左</p> <p>4 役員賞与引当金</p> <p>5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1)消費税等の会計処理 同左 (2)任意組合に関する会計処理 同左 (3)連結納税制度の適用 同左</p>

会計処理の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)</p>
<p>(映像使用权等の計上区分の変更) 従来、映像使用权等の権利につきましては、たな卸資産として計上していましたが、当中間会計期間より取得したコンテンツに係る権利については、無形固定資産として計上する方法に変更いたしました。</p> <p>この変更は、権利の利用による売上の計上と費用の認識の対応関係が比較的明確であったものが、映像使用权の取得のみならず製作出資や配給権、ビデオ化権及びテレビ放映権等を含んだオールライツの取得を推進をするとともに、当該コンテンツが有する権利を複数の事業及び媒体で横断的、有機的に利用する方針を明確化したことから、たな卸資産として認識するよりも、無形固定資産として認識して、減価償却を通じて権利の利用に基づく売上の計上と対応させることがより適切な処理であると判断したことによるものであります。</p> <p>この変更による損益への影響はありませんが、従来と同様の方法によった場合と比べて、たな卸資産は105,416千円減少し、無形固定資産は同額増加しております。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書(企業会計審議会 平成14年8月9日)及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(映像使用权等の計上区分の変更) 従来、映像使用权等の権利につきましては、たな卸資産として計上していましたが、当事業年度より取得したコンテンツに係る権利については、無形固定資産として計上する方法に変更いたしました。</p> <p>この変更は、権利の利用による売上の計上と費用の認識の対応関係が比較的明確であったものが、映像使用权の取得のみならず製作出資や配給権、ビデオ化権及びテレビ放映権等を含んだオールライツの取得を推進をするとともに、当該コンテンツが有する権利を複数の事業及び媒体で横断的、有機的に利用する方針を明確化したことから、たな卸資産として認識するよりも、無形固定資産として認識して、減価償却を通じて権利の利用に基づく売上の計上と対応させることがより適切な処理であると判断したことによるものであります。</p> <p>この変更による損益への影響はありませんが、従来と同様の方法によった場合と比べて、たな卸資産は5,500千円減少し、無形固定資産は同額増加しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)</p>
<p>-</p>	<p>(中間貸借対照表) 「投資有価証券」は前中間会計期間末は、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間会計期間末において資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記しました。 なお、前中間会計期間末の「投資有価証券」の金額は、49,682千円であります。</p>

追加情報

<p>前中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)</p>
	<p>1. 当社は、平成17年11月4日開催の当社取締役会において、平成18年2月8日開催予定の臨時株主総会に、資本の欠損の填補のため、下記のとおり資本の減少について付議することを決議し、同臨時株主総会で可決承認されました。</p> <p>(1) 資本減少の方法 払戻しを行わない無償の減資</p> <p>(2) 減少する資本の額 資本金916,870千円</p> <p>(3) 減少する発行済株式数 なし</p> <p>(4) 減資のスケジュール 取締役会決議日 平成17年11月4日 臨時株主総会基準日 平成17年11月30日 臨時株主総会開催日 平成18年2月8日 債権者異議申述公告 平成18年2月9日 債権者異議申述最終期日 平成18年3月9日 減資の効力発生日 平成18年3月10日</p> <p>2. 当社は平成17年12月21日開催の当社取締役会において、新株予約権の発行を実施することを決議いたしましたが、平成18年1月19日開催の当社取締役会において、同新株予約権の発行の一旦中止を決議いたしました。</p> <p>詳細は次の通りであります。</p> <p>(1) 新株予約権の名称 ㈱アーティストハウスホールディングス第10回新株予約権</p> <p>(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 当社普通株式 4,120株 (新株予約権1個につき1株)</p> <p>(3) 新株予約権の発行総数 4,120個</p> <p>(4) 新株予約権の発行価額 1個につき25,400円</p> <p>(5) 新株予約権の発行価額総額 104,648千円</p> <p>(6) 募集の方法 第三者割当の方法による</p> <p>(7) 新株予約権の行使に際して払込むべき金額 1個につき279,600円 (1株につき279,600円)</p> <p>(8) 新株予約権の行使に際して払込むべき金額の総額 1,151,952千円</p> <p>(9) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額 1個につき305,000円 (1株につき305,000円)</p> <p>(10) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 1,256,600千円</p>

<p style="text-align: center;">前中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)</p>
	<p>3. 当社は平成17年12月21日開催の取締役会において、第三者割当増資を実施することを決議いたしました。平成18年1月19日開催の取締役会において、同第三者割当増資実施の一旦中止を決議いたしました。詳細は次の通りであります。</p> <p>(1)発行する株式の種類および数 普通株式10,965株</p> <p>(2)発行価額：1株につき274,000円</p> <p>(3)発行総額：3,004,410千円</p> <p>(4)発行価額のうち資本へ組入れる額： 1株につき137,000円</p> <p>(5)発行のスケジュール 申込期間：平成18年1月13日～平成18年1月19日 払込期日：平成17年1月20日 配当起算日：平成17年12月1日</p> <p>(6)資金使途：M&A資金及び運転資金</p> <p>4. 当社は平成18年1月19日付で一旦中止を決議した第三者割当増資に関し、平成18年1月30日開催の取締役会において、第三者割当増資を実施することを決議いたしました。同年2月7日開催の取締役会において、同第三者割当増資の実施を中止することを決議いたしました。詳細は次の通りであります。</p> <p>(1)発行する株式の種類および数 普通株式15,650株</p> <p>(2)発行価額：1株につき191,000円</p> <p>(3)発行総額：2,989,150千円</p> <p>(4)発行価額のうち資本へ組入れる額： 1株につき95,500円</p> <p>(5)発行のスケジュール 申込期間：平成18年2月8日～平成18年2月14日 払込期日：平成17年2月15日 配当起算日：平成17年12月1日</p> <p>(6)資金使途：M&A資金、短期借入金の返済及び運転資金</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年11月30日)	当中間会計期間末 (平成17年11月30日)	前事業年度末 (平成17年5月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 14,812千円</p> <p>2 偶発債務 次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。 (株)アーティストフィルム 250,000千円 <u>合計</u> 250,000千円</p> <p>3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動資産のその他に含めて表示しております。</p> <p>4 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。 当中間会計期間末における借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額及び貸出 コミットメントラインの 800,000千円 総額 借入金実行残高 - <u>差引額</u> 800,000千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 7,582千円</p> <p>2 偶発債務 次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。 (株)アーティストフィルム 49,000千円 (株)ミュージックランド 140,000千円 <u>合計</u> 189,000千円</p> <p>3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動資産のその他に含めて表示しております。</p> <p>4 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。 当中間会計期間末における借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額 100,000千円 借入金実行残高 100,000千円 <u>差引額</u> -千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 17,173千円</p> <p>2 偶発債務 次の関係会社について、金融機関からの借入及び権利購入に対し債務保証を行っております。 (株)アーティストフィルム 247,000千円 <u>合計</u> 247,000千円</p> <p>3</p> <p>4 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額 400,000千円 借入金実行残高 -千円 <u>差引額</u> 400,000千円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 6月 1日 至 平成16年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	前事業年度 (自 平成16年 6月 1日 至 平成17年 5月31日)
1 営業外収益の主要項目 受取利息 44,156千円 投資有価証券売却益 9,986千円	1 営業外収益の主要項目 受取利息 39,985千円 投資有価証券売却益 2,100千円 アドバイザリー業務収入 240,000千円	1 営業外収益の主要項目 受取利息 84,595千円 受取債務保証料 25,979千円
2 営業外費用の主要項目 支払利息 24,035千円 新株発行費 11,694千円 コミットメント関連費用 6,788千円 金融支払手数料 7,789千円	2 営業外費用の主要項目 支払利息 10,096千円 新株発行費 20,009千円 金融支払手数料 6,506千円 投資組合損失 25,390千円	2 営業外費用の主要項目 支払利息 38,285千円 投資組合損失 80,020千円 コミットメント関連費用 6,955千円 新株発行費 15,299千円 金融支払手数料 15,148千円
3 特別利益の主要項目 貸倒引当金戻入益 1,492千円	3 特別利益の主要項目 子会社株式売却益 31,730千円 貸倒引当金戻入益 101,378千円	3 特別利益の主要項目 貸倒引当金戻入益 739千円
4 特別損失の主要項目 貸倒損失 790,000千円 貸倒引当金繰入額 109,724千円 関係会社株式評価損 122,000千円 事業撤退損失 46,839千円 出資金売却損 1,697千円 固定資産除却損 1,431千円	4 特別損失の主要項目 固定資産除却損 11,203千円	4 特別損失の主要項目 貸倒引当金繰入額 2,176,464千円 関係会社株式評価損 480,299千円 事業撤退損失 230,839千円 映像使用権の償却方法変更等に伴う前期損益修正損 79,723千円
5 減価償却実施額 有形固定資産 1,650千円 無形固定資産 8,057千円	5 減価償却実施額 有形固定資産 3,843千円 無形固定資産 2,213千円	5 減価償却実施額 有形固定資産 4,617千円 無形固定資産 110,948千円

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	前事業年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)												
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table data-bbox="159 638 518 728"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>262千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>226千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>35千円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	支払リース料	262千円	減価償却費相当額	226千円	支払利息相当額	35千円		<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>-</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <p>-</p> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table data-bbox="1021 638 1380 728"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>262千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>226千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>35千円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	支払リース料	262千円	減価償却費相当額	226千円	支払利息相当額	35千円
支払リース料	262千円													
減価償却費相当額	226千円													
支払利息相当額	35千円													
支払リース料	262千円													
減価償却費相当額	226千円													
支払利息相当額	35千円													

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	前事業年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)								
1株当たり純資産額 135,923.62円 1株当たり中間純損失 112,391.84円	1株当たり純資産額 63,102.99円 1株当たり中間純利益 3,554.77円 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 3,250.02円	1株当たり純資産額 77,671.60円 1株当たり当期純損失 250,288.21円								
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失が計上されているため、記載しておりません。</p>	<p>当社は平成17年9月30日付で1株につき4株の株式分割を行っております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間会計期間</th> <th>前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 33,980.91円</td> <td>1株当たり純資産額 19,417.90円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純損失 28,097.96円</td> <td>1株当たり当期純損失 62,572.05円</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり中間純利益 -</td> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益 -</td> </tr> </tbody> </table>	前中間会計期間	前事業年度	1株当たり純資産額 33,980.91円	1株当たり純資産額 19,417.90円	1株当たり中間純損失 28,097.96円	1株当たり当期純損失 62,572.05円	潜在株式調整後1株当たり中間純利益 -	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 -	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失が計上されているため、記載しておりません。</p>
前中間会計期間	前事業年度									
1株当たり純資産額 33,980.91円	1株当たり純資産額 19,417.90円									
1株当たり中間純損失 28,097.96円	1株当たり当期純損失 62,572.05円									
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 -	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 -									

(注) 1株当たり中間純利益又は中間(当期)純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	前事業年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)
1株当たり中間純利益 又は中間(当期)純損失			
中間純利益 又は中間(当期)純損失() (千円)	1,131,561	330,189	3,260,754
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	-
普通株式に係る中間純利益 又は中間(当期)純損失() (千円)	1,131,561	330,189	3,260,754
期中平均株式数(株)	10,068	92,886	13,028
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益			
普通株式増加数(株)	-	8,710	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類 (新株予約権の個数 1,434個)及び新株引受 権1種類(新株予約権の 目的となる株式数30 株)	新株予約権2種類 (新株予約権の個数 1,200個)	新株予約権6種類 (新株予約権の個数 3,064個)及び新株引受 権1種類(新株予約権 の目的となる株式数30 株)。

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)</p>
<p>1. 当社は平成16年11月24日開催の取締役会において、当社全額出資による子会社を設立することを決議いたしました。詳細は次の通りであります。</p> <p>(1)その旨及び目的 エンターテインメント事業と金融事業の融合の促進を図るため</p> <p>(2)設立する会社の名称・事業内容・規模 名称:㈱アーティストハウス インベストメント 事業内容:エンターテインメントコンテンツなど知的財産権に係るファイナンススキームの組成・運用・管理 規模:資本金100,000,000円</p> <p>(3)設立の時期 平成16年12月1日</p> <p>(4)取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 株式数:2,000株 取得価額:100,000,000円 持分比率:100%</p> <p>2. 当社は平成16年12月8日開催の取締役会において、株式会社シニアコミュニケーションとの共同出資による子会社を設立することを決議いたしました。詳細は次の通りであります。</p> <p>(1)その旨及び目的 当社グループが有する“総合的なエンターテインメント提供力やネットワーク”と㈱シニアコミュニケーションが有する“シニアマーケットを専門とした事業展開の中で培われたノウハウ等”を活かし、書籍や映像といった大人のためのエンターテインメントコンテンツを提供していくため。</p> <p>(2)設立する会社の名称、事業内容、規模 名称:㈱翔年社 事業内容:シニア向けエンターテインメント商品の開発・販売 規模:資本金40,000,000円</p> <p>(3)設立の時期 平成16年12月24日</p> <p>(4)取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 株式数:528株 取得価額:26,400,000円 持分比率:66%</p>	<p>1. 当社は平成17年11月8日開催の取締役会決議に基づき、グローバルなエンターテインメントビジネスを展開させるべく、海外エンターテインメントコンテンツの企画・製作・販売を行なう㈱Fouの普通株式200株を平成17年12月1日に株式交換により取得し、同社を完全子会社といたしました。</p> <p>この株式交換に伴い当社普通株式2,400株を新規発行し、㈱Fouの株主に割当てを行いました。株式交換比率は同社株1株につき当社株12株であります。なお、この新株発行による当社の資本金の増加はありません。</p> <p>2. 当社は平成17年10月20日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月7日に発行している第7回新株予約権につき、平成17年12月15日までに権利行使が完了し、資本金及び資本準備金が増加いたしました。内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1)発行株式数:普通株式3,785.19株 (2)増加した資本金:504,170千円 (3)増加した資本準備金:504,170千円 (4)新株の配当起算日:平成17年12月1日</p>	<p>1. 当社は平成17年4月26日開催の取締役会決議に基づき、映像等パッケージソフト二次流通事業への参入するべく、当該卸売事業を展開する㈱ソートップを平成17年6月1日付にて株式交換し、同社を完全子会社といたしました。</p> <p>この株式交換に伴い当社普通株式760株を新規発行し、㈱ソートップの株主に割当てを行いました。株式交換比率は同社株1株につき当社株3.8株であります。なお、この新株発行による当社の資本金の増加はありません。</p> <p>2. 当社は平成17年6月29日開催の取締役会決議に基づき、音楽関連事業の拡大を計るべく、楽器販売事業を行う㈱ミュージックランドの普通株式48,600株(発行済株式総数72,000株)を平成17年7月5日に416,250千円にて取得し、同社を子会社といたしました。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 6月 1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 6月 1日 至 平成17年 5月31日)</p>								
<p>3. 当社は平成16年12月20日開催の取締役会において、株式会社ブロードバンドミュージックコミュニケーションズの第三者割当を引き受けることを決議いたしました。詳細は以下のとおりであります。</p> <p>(1)その旨及び目的 同社を子会社とするため</p> <p>(2)第三者割当増資先の名称、事業内容、規模 名称：㈱ブロードバンドミュージックコミュニケーションズ 事業内容：PC、携帯電話インターネットを利用した音楽流通事業</p> <p>(3)引受の時期 平成16年12月21日</p> <p>(4)引受株数、引受金額、引受後の持分比率 株式数：150株 取得価額：7,500,000円 持分比率：52%</p>	<p>3. 当社は平成17年10月20日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月7日に発行している第8回新株予約権につき、平成18年1月17日までに以下の権利行使があり、資本金及び資本準備金が増加いたしました。内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1)発行株式数：普通株式数3,239.08株 (2)増加した資本金：504,166千円 (3)増加した資本準備金：504,166千円 (4)新株の配当起算日：平成17年12月1日</p> <p>4. 当社は平成17年12月21日開催の取締役会においてLehman Brothers Commercial Corporation Asia Limited向けに発行しておりました第8回新株予約権及び第9回新株予約権の買入消却を決議し、買入消却を行っております。同時に同社向けに第11回新株予約権の発行をすることを決議し、平成18年1月24日に発行いたしました。その概要は次の通りであります。</p> <p>第8回新株予約権 (1)買入消却個数：800個 (2)消却方法：1個あたり41,660円を支払う方法による。</p> <p>第9回新株予約権 (1)買入消却個数：1,000個 (2)消却方法：1個あたり41,660円を支払う方法による。</p>	<p>3. 当社は平成17年7月11日開催の取締役会において、株式の流動性の向上及び株主数の増加、個人投資家による資本参加及び株式市場の活性化のため、平成17年9月30日(金曜日)付をもって、次のとおり株式分割による新株式を発行することを決議しております。</p> <p>(1)分割により増加する株式数 普通株式として、平成17年8月11日(木曜日)最終の発行済株式数に3を乗じた株式数となります。</p> <p>(2)分割の方法 平成17年8月11日(木曜日)最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主、並びに端株原簿に記載又は記録された端株主の所有株式数を1株につき4株の割合をもって分割いたします。</p> <p>(3)効力発生日 平成17年9月30日(金曜日)</p> <p>(4)配当起算日 平成17年6月1日(水曜日)</p> <p>(5)その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定いたします。</p> <p>当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="965 1115 1382 1391"> <thead> <tr> <th>前事業年度</th> <th>当事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 33,781円13銭</td> <td>1株当たり純資産額 19,417円90銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益金額 883円15銭</td> <td>1株当たり当期純利益金額 62,572円05銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 -</td> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 -</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 当社は平成17年7月25日開催の取締役会において、子会社である㈱ワイズポリシーについて、当社が所有する同社株式及び同社に対する債権を譲渡することを決議し、平成17年7月29日付で沖田敦氏に譲渡いたしました。</p>	前事業年度	当事業年度	1株当たり純資産額 33,781円13銭	1株当たり純資産額 19,417円90銭	1株当たり当期純利益金額 883円15銭	1株当たり当期純利益金額 62,572円05銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 -	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 -
前事業年度	当事業年度									
1株当たり純資産額 33,781円13銭	1株当たり純資産額 19,417円90銭									
1株当たり当期純利益金額 883円15銭	1株当たり当期純利益金額 62,572円05銭									
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 -	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 -									

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 6月 1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 6月 1日 至 平成17年 5月31日)</p>
	<p>第11回新株予約権</p> <p>(1)新株予約権の総数：1,000個</p> <p>(2)新株予約権の発行価額：1個当り 41,700円</p> <p>(3)発行価額の総額：41,700,000円</p> <p>(4)目的となる株式の種類：当社普通 株式</p> <p>(5)目的となる株式数：新株予約権の数 に500万円を乗じ、下記の行使価額で 除した数</p> <p>(6)第11回新株予約権1個の行使に際して 払込をなすべき額は、行使請求に係 る新株予約権の数に500万円を乗じた 額とする。</p> <p>(7)第11回新株予約権の行使に際して払 込をなすべき1株あたりの金額（以下 「行使価額」という。）は、当初、 32万5,000円とする。</p> <p>(8)行使価額は、第11回新株予約権発行 の翌暦週以降の毎週最終取引日（以 下、「修正日」という。）の翌取引 日以降、修正日までの各3連続取引日 （修正日当日を含み、売買高加重平 均価格のない日を除く。）の株式会 社東京証券取引所における当社普通 株式の普通取引の売買高加重平均価 格の単純平均値の90%で呼値の刻み未 満を切捨てた金額に修正される。但 し、行使価額は97万5,000円（下記 (9)により、行使価額と同様に調整さ れる。）を上回らず、16万2,500円 （下記(9)により、行使価額と同様に 調整される。）を下回らないものと する。</p> <p>(9)当社は、第11回新株予約権の発行 後、当社普通株式の時価を下回る発 行価額又は処分価額をもって当社普 通株式を新たに発行又は当社の有す る当社普通株式を処分する場合に は、次に定める算式をもって行使価 額を調整する。なお、次の算式にお いて、「既発行株式数」は当社の発 行済普通株式総数から、当社が保有 する当社普通株式を控除した数とす る。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行} \cdot \text{処分価額}) / \text{時価}}{(\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数})}$ <p>また、当社は、当社普通株式の分 割・併合、又は時価を下回る価額を もって当社普通株式に転換される証 券若しくは転換できる証券又は当社 普通株式の交付を請求できる新株予 約権若しくは新株予約権付社債を発 行する場合等にも適宜転換価額を調 整する。</p>	

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 6月 1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 6月 1日 至 平成17年 5月31日)</p>
	<p>(10)行使期間：2006年1月12日から2009年1月11日（いずれも日本時間）まで。但し、第11回新株予約権の全部が消却される場合には、消却される第11回新株予約権については、消却のための通知に記載された消却期日の前営業日まで。また、当社は、一定の日を、当該日の7日前までに第11回新株予約権者に通知することにより、転換のための非営業日として指定することができる。ただし、かかる非営業日は連続10営業日を超えてはならない。</p> <p>(11)その他の行使条件：第11回新株予約権の一部行使はできない。 発行価額のうち資本へ組入れる額：第11回新株予約権の行使により発行する株式の発行価格のうち資本組入額は、当該発行価格に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。 第11回新株予約権の譲渡に関する事項：該当なし</p> <p>(12)第三者割当の方法により全ての第11回新株予約権をLehman Brothers Commercial Corporation Asia Limitedに割り当てる方法による。</p> <p>5. 当社は平成17年12月21日開催の取締役会決議に基づき平成18年 1月24日に発行している第11回新株予約権につき、平成18年 2月 8日までに以下の権利行使があり、資本金及び資本準備金が増加いたしました。内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1)発行株式数：普通株式13,619.2株 (2)増加した資本金：1,159,591千円 (3)増加した資本準備金：1,159,591千円 (4)新株の配当起算日：平成17年12月 1日</p> <p>6. 当社は平成18年 1月24日開催の取締役会において、以下の借入れをすることを決議し、平成18年 1月24日に借入をいたしました。</p> <p>(1)その旨及び目的 買収資金に充当するため</p> <p>(2)借入先の名称 ㈱なが多（現 ㈱クロニクル）</p> <p>(3)借入金額、借入条件 借入金額：1,150,000千円 借入期間：平成18年 1月24日～平成18年 3月27日（期日一括返済） 利率：4.00%</p>	<p>5. 当社は平成17年7月25日開催の取締役会において、子会社である㈱クロスワープについて、当社が所有する同社株式を譲渡することを決議し、平成17年7月29日付でピナクル匿名組合ロックポイント（営業者ピナクル株式会社）に譲渡いたしました。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 6月 1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 6月 1日 至 平成17年 5月31日)</p>
	<p>7. 当社は平成18年 1月27日開催の取締役会において、以下の借入れをすることを決議し、平成18年 1月30日に借入をいたしました。</p> <p>(1)その旨及び目的 買収資金に充当するため</p> <p>(2)借入先の名称 ㈱なが多(現 ㈱クロニクル)</p> <p>(3)借入金額、借入条件 借入金額: 500,000千円 借入期間: 平成18年 1月30日~平成18年 3月27日(期日一括返済) 利率:4.00%</p> <p>8. 当社は平成18年 1月31日開催の取締役会において、以下の借入れをすることを決議し、平成18年 2月 1日に借入をいたしました。</p> <p>(1)その旨及び目的 買収資金に充当するため</p> <p>(2)借入先の名称 ㈱なが多(現 ㈱クロニクル)</p> <p>(3)借入金額、借入条件 借入金額: 350,000千円 借入期間: 平成18年 2月 1日~平成18年 3月27日(期日一括返済) 利率:4.00%</p> <p>9. 当社は平成18年 1月16日開催の取締役会において、高額商品オークション事業に参入するためAntiquorum S.A.(本社スイス・ジュネーブ)および同社の関係会社 2社のそれぞれ50.0%分の株式を当社が譲り受ける旨の基本合意を締結することを決議し、平成18年 1月24日に払い込みを完了いたしました。詳細は次の通りであります。</p> <p>(1)株式取得の相手方の名称 名称: Habsburg Holding Ltd.</p> <p>(2)買収する会社の名称、事業内容、規模 名称: Antiquorum S.A., Antiquorum Auctioneers, INC., C2C Time, Inc. 事業内容: 時計オークション事業 規模: 株主資本187百万円</p> <p>(3)取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 株式数: 1,050株 取得価額: 30万ドル 持分比率: 50%</p> <p>(4)支払資金の資金調達及び支払方法 調達方法: サンライズファイナンス㈱からの借入及び㈱なが多(現 ㈱クロニクル)からの借入</p>	

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 6月 1日 至 平成16年11月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 6月 1日 至 平成17年 5月31日)</p>
	<p>10. 当社は平成17年 8月26日開催の第6 回定時株主総会及び平成18年 1月30日開 催の取締役会においてストックオプショ ンとして新株予約権の発行を決議し、平 成18年 2月 7日付で発行しております。</p> <p>(1)発行した新株予約権の数 4,330個</p> <p>(2)新株予約権の目的となる株式の種類及び 数：普通株式4,330株</p> <p>(3)新株予約権の発行価額 無償</p> <p>(4)新株予約権の行使時の払込金額： 1株につき249,422円</p> <p>(5)新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 発行価格：249,422円 資本組入額：124,711円</p> <p>(6)新株予約権の行使期間 平成19年 2月 7日～平成22年 2月 6日</p> <p>(7)新株予約権の行使の条件 新株予約権の割当を受けた者が、当社 または当社子会社の取締役、監査役及び 従業員である場合は、権利行使時におい ても、当社または当社子会社の取締役、 監査役及び従業員の地位にあることを条 件とする。ただし、任期満了による退 任、定年退職または当社の取締役会が正 当な理由があると認めた場合はこの限り ではない。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者の相続人 による行使はできないものとする。</p> <p>その他、権利行使の条件については、 本総会及び新株予約権発行の取締役会決 議に基づき、当社と新株予約権の割当を 受けた者との間で締結する「新株予約権 割当契約」に定めるところによる。</p> <p>(8)新株予約権の消却事由及び消却の条件 新株予約権の割当を受けた者が新株予 約権を行使する条件に該当しなくなった ときは、当社は新株予約権を無償で消却 することができる。</p> <p>当社が消滅会社となる合併契約書承認 の議案、当社が完全子会社となる株式交 換契約書承認の議案または株式移転の議 案が株主総会で承認されたときは、当 社は新株予約権を無償で消却すること ができる。</p> <p>(9)新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには、当社取締 役会の承認を要するものとする。</p> <p>(10)申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳 当社取締役2名および従業員7名、当社 子会社取締役6名および従業員31名、外 部支援者7名の合計53名 (注)割当予定者の外部支援者とは、当 社及び当社子会社に対し、役員及び正 社員ではない形態で業務に従事または関 与しているもの(臨時雇用社員・業務 委託者等)であります。</p>	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

平成17年8月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。

(2) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第6期)(自平成16年6月1日至平成17年5月31日)平成17年8月29日関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

平成17年9月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

(4) 有価証券届出書(有償第三者割当増資)及びその添付書類

平成17年9月27日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

平成17年10月13日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

(6) 臨時報告書

平成17年10月17日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2(株式交換契約の締結)に基づく臨時報告書であります。

(7) 臨時報告書

平成17年10月20日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。

(8) 臨時報告書

平成17年11月8日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2(株式交換による子会社化)に基づく臨時報告書であります。

(9) 臨時報告書

平成17年12月21日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。

(10) 臨時報告書

平成18年1月13日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

(11) 有価証券届出書(有償第三者割当増資)及びその添付書類

平成18年1月30日関東財務局長に提出。

(12) 有価証券届出書(新株予約権の付与)及びその添付書類

平成18年1月30日関東財務局長に提出。

(13) 有価証券届出書(有償第三者割当増資)の訂正届出書

平成18年2月1日関東財務局長に提出。

平成18年1月30日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(14) 有価証券届出書(新株予約権の付与)の訂正届出書

平成18年2月1日関東財務局長に提出。

平成18年1月30日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(15) 有価証券届出書(新株予約権の付与)の訂正届出書

平成18年2月7日関東財務局長に提出。

平成18年1月30日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年2月18日

株式会社 アーティストハウス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アーティストハウスの平成16年6月1日から平成17年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成16年6月1日から平成16年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーティストハウス及び連結子会社の平成16年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成16年6月1日から平成16年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は重要な中間純損失を計上するとともに継続的な営業キャッシュ・フローのマイナスの状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。

会計処理の変更に記載されているとおり、会社は返品調整引当金の計上基準について、売掛債権残高を基礎とする方法によっていたが、当中間連結会計期間から返品見込数量を基礎とする方法に変更した。

また、会計処理の変更に記載されているとおり、会社は映像使用権及び出版権等の権利をたな卸資産に計上する方法によっていたが、当中間連結会計期間に取得した権利から無形固定資産に計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年2月27日

株式会社 アーティストハウスホールディングス

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	酒井 弘行	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岡山 賢治	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田島 祥朗	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アーティストハウスホールディングス（旧社名：株式会社アーティストハウス）の平成17年6月1日から平成18年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年6月1日から平成17年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーティストハウスホールディングス（旧社名：株式会社アーティストハウス）及び連結子会社の平成17年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年6月1日から平成17年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は重要なマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。

セグメント情報【事業の種類別セグメント情報】（注）4.事業区分の変更に記載されているとおり、会社は事業の種類別セグメントの事業区分の方法を変更している。

追加情報1.に記載されているとおり、会社は平成17年11月4日開催の取締役会決議に基づき、平成18年2月8日に臨時株主総会を開催し、平成18年3月10日を効力発生日とする資本の減少について決議している。

重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は平成17年12月1日に株式会社Fouを完全子会社とする株式交換を実施している。

重要な後発事象4．に記載されているとおり、会社は平成17年12月21日開催の取締役会決議に基づき、第8回新株予約権及び第9回新株予約権の買入消却を行い、平成18年1月24日に第11回新株予約権の発行を行なっている。

重要な後発事象2．、3．及び5．に記載されているとおり、会社は第7回新株予約権、第8回新株予約権及び第11回新株予約権の権利行使により新株式を発行している。

重要な後発事象6．、7．及び8．に記載されているとおり、会社は買収資金を調達するため、平成18年1月24日、同月30日及び平成18年2月1日に株式会社なが多（現 株式会社クロニクル）から借入を行なっている。

重要な後発事象9．に記載されているとおり、会社は平成18年1月16日開催の取締役会において、Antiquorum S.A.及び同社の関係会社2社の株式の取得を決議し、平成18年1月24日に払込を行なっている。

重要な後発事象10．に記載されているとおり、会社は平成17年8月26日開催の第6回定時株主総会の決議に基づくストックオプションについて、平成18年1月30日開催の取締役会決議に基づき、平成18年2月7日に新株予約権を発行している。

重要な後発事象11．に記載されているとおり、連結子会社であるArtist House Investment Asia Limitedは平成17年12月9日開催の取締役会決議に基づき、平成17年12月26日に株式会社ビジネスバンクコンサルティングの第三者割当増資の引受を実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年2月18日

株式会社 アーティストハウス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

<u>指定社員 業務執行社員</u>	公認会計士	猪瀬 忠彦	印
------------------------	-------	-------	---

<u>指定社員 業務執行社員</u>	公認会計士	吉村 孝郎	印
------------------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アーティストハウスの平成16年6月1日から平成17年5月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成16年6月1日から平成16年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーティストハウスの平成16年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成16年6月1日から平成16年11月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は重要な中間純損失を計上するとともに自己資本に対する有利子負債の比率が高い状況が継続しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。

会計処理の変更に記載されているとおり、会社は映像使用权等の権利をたな卸資産に計上する方法によっていたが、当中間会計期間に取得した権利から無形固定資産に計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年 2月27日

株式会社 アーティストハウスホールディングス

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	酒井 弘行	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岡山 賢治	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田島 祥朗	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アーティストハウスホールディングス（旧社名：株式会社アーティストハウス）の平成17年6月1日から平成18年5月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成17年6月1日から平成17年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーティストハウスホールディングス（旧社名：株式会社アーティストハウス）の平成17年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年6月1日から平成17年11月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は連結キャッシュ・フロー計算書において重要なマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。

追加情報1.に記載されているとおり、会社は平成17年11月4日開催の取締役会決議に基づき、平成18年2月8日に臨時株主総会を開催し、平成18年3月10日を効力発生日とする資本の減少について決議している。

重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は平成17年12月1日に株式会社Fouを完全子会社とする株式交換を実施している。

重要な後発事象4.に記載されているとおり、会社は平成17年12月21日開催の取締役会決議に基づき、第8回新株予約権及び第9回新株予約権の買入消却を行い、平成18年1月24日に第11回新株予約権の発行を行なっている。

重要な後発事象2.、3.及び5.に記載されているとおり、会社は第7回新株予約権、第8回新株予約権及び第11回新株予約権の権利行使により新株式を発行している。

重要な後発事象 6 .、7 .及び 8 .に記載されているとおり、会社は買収資金を調達するため、平成18年 1月24日、同月30日及び平成18年 2月 1日に株式会社なが多（現 株式会社クロニクル）から借入を行なっている。

重要な後発事象 9 .に記載されているとおり、会社は平成18年 1月16日開催の取締役会において、Antiquorum S.A.及び同社の関係会社 2社の株式の取得を決議し、平成18年 1月24日に払込を行なっている。

重要な後発事象10 .に記載されているとおり、会社は平成17年 8月26日開催の第 6 回定時株主総会の決議に基づくストックオプションについて、平成18年 1月30日開催の取締役会決議に基づき、平成18年 2月 7日に新株予約権を発行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。